

2026年度 社会保険労務士

ヤマ当て模擬試験

解答・解説

資格★合格クリアール

解 答 一 覧 (自己採点表)

選 択 式		A	B	C	D	E	合 計
労基法・安衛法	解 答	③	⑱	⑬	⑭	⑧	
	自己採点						
労 災 法	解 答	⑮	⑯	⑧	③	⑲	
	自己採点						
雇 用 法	解 答	⑪	③	⑧	⑭	⑮	
	自己採点						
労 一	解 答	⑭	⑦	⑲	⑨	②	
	自己採点						
社 一	解 答	⑦	⑲	⑮	⑪	③	
	自己採点						
健 保 法	解 答	⑦	②	⑪	⑱	⑬	
	自己採点						
厚 年 法	解 答	⑤	⑭	⑳	①	⑪	
	自己採点						
国 年 法	解 答	⑥	⑲	①	⑨	⑬	
	自己採点						

択 一 式		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	合 計
労基法・安衛法	解 答	C	C	E	B	A	C	C	E	B	B	
	自己採点											
労災法・徴収法	解 答	C	B	C	D	C	B	B	B	D	B	
	自己採点											
雇用法・徴収法	解 答	D	E	C	A	B	D	E	D	D	C	
	自己採点											
労 一 ・ 社 一	解 答	D	D	C	C	E	C	E	C	B	B	
	自己採点											
健 保 法	解 答	E	C	C	D	D	A	B	B	C	D	
	自己採点											
厚 年 法	解 答	A	B	C	E	C	C	D	D	E	A	
	自己採点											
国 年 法	解 答	A	E	E	B	E	C	C	E	D	B	
	自己採点											

労働基準法及び労働安全衛生法（選択式・解答解説）

〔問 1〕

	解答	語句	根拠条文
A	③	50	労基法32条の3第2項、平成30年基発0907第1号
B	⑱	法的規範	平成15年10月10日最高裁判決（フジ興産事件）
C	⑬	周知	〃
D	⑭	定期的	安衛法45条1項
E	⑧	3年	安衛則135条の2



<労働基準法>

1は「フレックスタイム制」からの出題である。清算期間が1か月を超えるものである場合においては、清算期間における法定労働時間の総枠を超えず、かつ、当該清算期間をその開始の日以後1か月ごとに区分した各期間（最後に1か月未満の期間を生じたときは、当該期間）ごとに、当該各期間を平均し1週間当たりの労働時間が50時間を超えないことが求められる。

2は最高裁判所の判例からの出題である。就業規則が法的規範としての性質を有するものとして、拘束力を生ずるためには、その内容の適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続が採られていることを要するものというべきである。

<労働安全衛生法>

3は定期自主検査についての出題である。ボイラーその他の機械等で、政令で定めるもの（約40種類）の安全性確保のため、事業者に定期的な自主検査及び特定自主検査の実施を義務づけ、あるいは検査業者による特定自主検査を実施させることを義務づけている。

労働者災害補償保険法（選択式・解答解説）

〔問 2〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑮	当然	平成元年4月11日最高裁判例 (高田建設従業員事件)
B	⑯	二重填補	〃
C	⑧	過失を斟酌	〃
D	③	100分の110を超え、又は100分の 90を下る	労災法8条の2第1項2号
E	⑰	翌々四半期	〃



1は最高裁判例からの出題である。第三者行為災害における「過失相殺」と「保険給付」の優先順位を明確にした最高裁判例を題材としている。過失相殺を先に行い、その後保険給付がなされる。

2は「スライド制」からの出題である。支給期間が長引くと物価や賃金の上昇に伴い保険給付額が目減りしていくことがあるため、賃金をベースにスライドさせることにしている。

雇用保険法（選択式・解答解説）

〔問 3〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑪	受給資格者	雇用法20条の2
B	③	30日	〃
C	⑧	4年	〃
D	⑭	特定受給資格者	雇用法23条2項、行政手引50305
E	⑮	特定理由離職者	雇用法13条3項、雇用則19条の2、行政手引50305-2



1は「離職後に事業を開始した場合の特例」に関する出題である。

事業を実施している期間について、受給期間から除くことになるが、その日数の上限は4年から原則的な受給期間（妊娠・出産・傷病等による受給期間の延長及び60歳以上の定年等による受給期間の延長により延長された期間を含む。）を除いた日数となる。

2は「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲」からの出題である。この他、通勤不可能又は困難となったことにより特定理由離職者となるものとして、電車・バス等の廃止や、配偶者との別居生活が続けられなくなったことなどがある。

労務管理その他の労働に関する一般常識（選択式・解答解説）

〔問 4〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑭	精神又は身体の障害により	最低賃金法7条
B	⑦	6か月	〃
C	⑲	募集及び採用	個別労働関係紛争解決促進法5条
D	⑨	あっせん	〃
E	②	4	令和7年版厚生労働白書p.136



1は「最低賃金法」からの出題である。設問の者は、平成20年の改正前は最低賃金の適用除外とされていたが、全ての者を最低賃金により保護する観点から、改正により最低賃金の減額特例許可規定とされた。

2は「個別労働関係紛争解決促進法」からの出題である。都道府県労働局長による紛争解決の援助（当事者に対する助言及び指導）と紛争調整委員会の行うあっせんの2つで構成されており、都道府県労働局長による助言及び指導は、労働者の募集及び採用に関する事項が対象となるが、紛争調整委員会の行うあっせんは募集及び採用に関する事項は対象外である。

3は「令和7年版厚生労働白書」からの出題である。非正規雇用労働者は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者（不本意非正規雇用労働者）が8.7%（2024年）存在し、年齢階級別では25～34歳の若年層で12.7%（2024年）と高くなっている。一方、非正規雇用労働者の中には「自分の都合のよい時間に働きたいから」等の理由により自ら非正規雇用を選ぶ方もおり、多様な働き方が進む中で、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられることが重要である。

社会保険に関する一般常識（選択式・解答解説）

〔問 5〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑦	2,900	令和7年版厚生労働白書p.17
B	⑱	毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期	児童手当法8条4項
C	⑮	年1回	確定拠出年金法19条3項
D	⑪	企業型年金加入者	確定拠出年金法19条4項
E	③	56%	令和7年版厚生労働白書p.12



1は「令和7年版厚生労働白書」からの出題である。

2は「児童手当法」からの出題である。児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとし、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとしている。

3は「確定拠出年金法」からの出題である。

4は「令和7年版厚生労働白書」からの出題である。社会全体で見た給付と負担の現状では、社会保障給付費のうち、年金が約4割、医療が約3割となっており、この給付を保険料（約6割）と公費（国・地方）（約4割）などの組合せによりまかなっている。社会保障に対する国庫負担は37.7兆円（2024年予算ベース）であり、国の一般歳出の約56%が社会保障関係費となっている。

健康保険法（選択式・解答解説）

〔問 6〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑦	5か年度	健保法附則3条の2
B	②	3分の2	健保令25条の2
C	⑪	17日	健保法43条1項
D	⑱	著しく高低を生じた月の翌月	〃
E	⑬	383	健保法74条1項、健保令34条、平成24年保発0208第1号



1は「地域型健康保険組合」からの出題で、不均一の一般保険料率は、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内とされており、以下のいずれにも該当しなければならない。

ア 合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも同一都道府県の区域にあること。
イ 当該合併が指定健康保険組合、被保険者の数が健保法11条1項又は2項の政令で定める数に満たなくなった健康保険組合その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含むこと。

2は「随時改定」についてであり、随時改定は、次の要件のすべてを満たした場合に行われる。

ア 固定的賃金に変動があった、又は賃金（給与）体系に変更があったこと。
イ 変動があった月から継続した3か月間の報酬支払基礎日数がいずれも17日（11日）以上あること。
ウ 昇給又は降給によって算定した額による等級と現在の等級との間に原則として2等級以上の差を生じたこと。

3は療養の給付に関する「一部負担金」に関してであるが、以下のようになっている。

次の①～③に掲げる区分に応じ、療養の給付に要する費用の額に①～③に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- ① 70歳に達する日の属する月以前である場合：100分の30
- ② 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（③の場合を除く。）：100分の20
- ③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上（療養を受ける月の標準報酬月額が28万円以上）であるとき：100分の30

厚生年金保険法（選択式・解答解説）

〔問 7〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑤	基礎年金拠出金の額の2分の1	厚年法80条1項
B	⑭	保険給付の全部又は一部を行わないことができる	厚年法73条の2
C	⑳	令和8年4月	厚年法51条
D	①	1か月以内	厚年令3条の12の7
E	⑪	当事者の一方が死亡した日の前日	〃



1は「国庫負担」からの出題である。なお、厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用に関する国庫負担は、「国庫は、厚生年金保険法80条1項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務（基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。）の執行（実施機関（厚生労働大臣を除く。）によるものを除く。）に要する費用を負担する」としている。

2は保険給付の制限に関してである。絶対的給付制限と相対的給付制限の区別をしておこう。

3は障害厚生年金の額の計算において、障害認定日の属する月後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない。設問の場合、令和8年3月1日が障害認定日であるため、令和8年4月以後の被保険者期間は、障害厚生年金の額の計算の基礎としない。

4は合意分割についてであるが、いわゆる3号分割（3号分割は、被扶養配偶者の請求だけで分割が行われ、分割の割合について他方の合意は不要。）についても、D・Eと同様の規定が設けられている。なお、下記についても確認すること。

離婚等が成立し、3号分割標準報酬改定請求をする前に特定被保険者が死亡した場合、原則として、その後、3号分割標準報酬改定請求は認められないが、死亡した日から起算して1か月以内に3号分割標準報酬改定請求があったときは、当該特定被保険者が死亡した日の前日に3号分割標準報酬改定請求があったものとみなす（厚年令3条の12の14）。

国民年金法（選択式・解答解説）

〔問 8〕

	解答	語 句	根拠条文
A	⑥	70歳に達した日後に	国年法28条5項
B	⑱	日の5年前の日に	〃
C	①	2分の1を乗じて得た額に36を乗じて得た額	国年法附則9条の3の2第3項、国年令14条の3の2
D	⑨	教育、広報	国年法74条1項・3項
E	⑬	相談	〃



1は「繰下げの要件」からの出題である。70歳に達した日後に老齢基礎年金の請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、これまでの取扱いでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることになるが、その際、一部の支分権が時効により消滅することになっていた。そこで、その取扱いを改め、70歳に達した日後に老齢基礎年金を請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前の日に繰下げ申出があったものとみなして、年金を支給することとされた（支給する年金には受給権を取得した日の属する月から老齢基礎年金の請求の日の5年前の日の属する月の前月までの月数に応じた増額が行われる）。

2は「脱退一時金」からの出題である。保険料納付済期間等の月数が、36月以上42月未満である場合の月数に応じて政令で定める数は36であるため受給できる脱退一時金の額は、17,920円（令和8年度の保険料）×1/2×36となる。

3は「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」からの出題である。その他、被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供することも行うことができるとされている。

労働基準法及び労働安全衛生法（択一式・解答解説）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	C	総則等	B
〔問 2〕	C	労働契約	B
〔問 3〕	E	時間外、休日及び深夜の割増賃金	B
〔問 4〕	B	年次有給休暇、就業規則	B
〔問 5〕	A	年少者、妊産婦等	A
〔問 6〕	C	賃金	B
〔問 7〕	C	総合問題	B
〔問 8〕	E	総則等	A
〔問 9〕	B	安全衛生管理体制	A
〔問 10〕	B	危険物及び有害物・面接指導	B

難易度 — A B C の3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

労働基準法及び労働安全衛生法（解答解説）

〔問 1〕	正解 C	総則等
-------	------	-----

A × 労基法1条、昭和63年基発150号

労基法1条に規定する労働条件とは、労基法15条に規定する労働条件の絶対的明示事項・相対的明示事項に含まれる項目のみならず、賃金、労働時間等のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等を含む労働者の職場におけるすべての待遇をいう。

B × 労基法3条、昭和22年発基第17号

本条に規定する社会的身分とは、生来の身分のことを指す。なお、不利に扱うときだけでなく、有利に取り扱うことも差別的取扱いとなることは正しい。

C ○ 労基法4条、昭和23年基収428号、平成9年基発648号

設問のとおり。なお、本条に違反する行為は無効であり、差別的取扱いを受けた女性には、男性に支払われた額との差額を請求することができることと解される。

D × 労基法5条、昭和23年基発381号

本条に規定する強制労働とは、必ずしも労働者が現実に労働することを必要としないため、使用者が労働者の意思を抑圧して労働することを強要したものであれば、本条違反に該当する。

E × 労基法7条、昭和22年基発399号

労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために就業しなかった場合の賃金については、有給にするか無給にするかは労働協約や労使協定等当事者の合意により決定する。

【問 2】	正解 C	労働契約
-------	------	------

アとイとエの三つが誤っているため、Cが正解となる。

ア × 労基法15条、労基則5条1項、令和5年改正労働基準法施行規則等に係る労働条件明示等に関するQ&A

就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲とは、当該労働契約の期間中における変更の範囲を意味しており、契約が更新された場合にその更新後の契約期間中に命じる可能性がある就業の場所及び業務については、明示が求められるものではない。

イ × 労基法附則137条

1年経過後の労働者からの解約権の保障は、平成15年の改正により新たに1年を超える有期契約期間が認められるようになったものだけである。したがって、設問のように平成15年の改正前から1年を超える契約期間が認められていた①高度の専門的な知識を有する者との労働契約、②満60歳以上の者との労働契約及び③一定の事業の完了に必要な期間を定める者については、この規定は適用されない。

ウ ○ 労基法14条、有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準2条

設問のとおり。期間の定めのある労働契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者について当該契約を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。

エ × 労基法20条1項・2項、昭和24年基発1926

解雇予告がなされた日は算入されず、その翌日より計算され、期日の末日の終了をもって期間満了となるので、予告の日と解雇の効力発生の日との間に、中30日間の期間を置く必要がある。また、解雇予告期間は暦日で計算され、その間に休日や休業日があっても延長されない。したがって、9月30日に解雇（その日の終了をもって解雇の効力発生）するためには、遅くとも8月31日には解雇の予告をしておかなければならない。

オ ○ 労基法15条2項・3項、昭和23年基収3514号

設問のとおり。

【問 3】	正解 E	時間外、休日及び深夜の割増賃金
-------	------	-----------------

- A ○ 労基法37条4項、労基則21条、平成12年基収78号
 設問のとおり。割増賃金の算定の基礎から除外される「賞与」とは、あらかじめ支給額が確定されていないものをいうため、設問の場合の賞与は、これに該当しない。したがって、割増賃金の計算基礎となる賃金に含めなければならない。
- B ○ 労基法37条3項、労基則19条の2第1項3号、平成21年基発0529001号
 設問のとおり。なお、代替休暇を与えることができる期間として労使協定で1か月を超える期間が定められている場合には、前々月の時間外労働に対応する代替休暇と前月の時間外労働に対応する代替休暇とを合わせて1日又は半日の代替休暇として取得することも可能である。
- C ○ 労基則21条、平成11年基発170号
 設問のとおり。割増賃金の計算の基礎となる賃金から除外される住宅手当とは、住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するものや住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多くして支給するものが該当する。住宅の形態ごとに一律に定額で支給されるものや住宅以外の要素で定率又は定額支給するものはここにいう住宅手当に含まれない。
- D ○ 労基法37条1項、労基法附則138条、平成21年基発0529001号
 設問のとおり。法定休日は休日労働として3割5分以上の賃金を払わなければならないが、そもそも労働日ではない法定休日には法定労働時間という概念が存在しないため、時間外労働の「月60時間」の算定には含まれない。なお、労働条件を明示する観点及び割増賃金の計算を簡便にする観点から、就業規則その他これに準ずるものにより、事業場の休日について法定休日と所定休日の別を明確にしておくことが望ましい。
- E × 労基法37条3項
 代替休暇の取得により割増賃金の支払いに代えることができるのが、1か月について60時間を超えて時間外労働した部分に対してであり、深夜の時間帯における割増賃金の代わりに代替休暇を取得することはできない。

〔問 4〕	正解 B	年次有給休暇、就業規則
-------	------	-------------

エとオの二つが正しいため、Bが正解となる。

ア × 労基法39条1項、平成6年基発1号

齊一的取扱いや分割付与により労基法における所定の基準日以前に付与する場合の年次有給休暇の付与要件である8割出勤の算定は、短縮された期間（設問の場合であれば、4月1日～6月30日）は、全期間出勤したものとみなして取り扱わなければならない。

イ × 労基法39条7項、平成3年基発712号

年次有給休暇は、労働義務のある日についてのみ請求できるものであるから、育児休業申出後には、育児休業期間中の日について年次有給休暇を請求する余地はない。なお、労働者が育児休業の申出の前に、育児休業期間中の日について労使協定に基づく年次有給休暇の計画的付与が行われた場合には、当該日については年次有給休暇を取得したものと解される。

ウ × 労基法91条、昭和26年基収938号

就業規則に「懲戒処分を受けた場合には昇給させない」との定めは、減給の制裁に該当しないため、労基法91条における制裁規定の制限にも該当しない。

エ ○ 労基法90条1項、昭和23年基収2446号、昭和24年基収410号、昭和61年基発150号

設問のとおり。一部の労働者についてのみ適用される就業規則も当該事業場の就業規則の一部分であるから、その作成又は変更の際しての労基法90条の意見聴取については、「当該事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、これがない場合には全労働者の過半数を代表する者」の意見を聴くことが必要である。なお、これに加えて、使用者が当該一部の労働者で組織する労働組合等の意見を聴くことが望ましいとされている。

オ ○ 労基法89条

設問のとおり。就業規則の絶対的必要記載事項と相対的必要記載事項に関しては、絶対的記載事項は必ず記載する必要がある、相対的必要記載事項はその定めをする場合には必ず記載する必要がある。このほかに任意的記載事項があり、例として経営理念等が該当するが、就業規則上に記載するか否かは作成者の自由である。

【問 5】	正解 A	年少者、妊産婦等
-------	------	----------

A ○ 労基法65条2項

設問のとおり。使用者は、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障ないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

B × 労基法33条3項、労基法66条2項

妊産婦が請求した場合には、非常災害により臨時の必要がある場合（労基法33条1項）及び公務のため臨時の必要がある場合（労基法33条3項）並びに時間外・休日労働協定による場合（労基法36条1項）の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。なお、年少者の場合は非常災害時における時間外・休日・深夜業及び公務のための臨時の必要がある場合の時間外・休日労働が認められている。

C × 労基法66条

フレックスタイム制は、元々労働者にとって有利な制度のため、妊産婦の就業制限の対象となっていない。

D × 労基法58条

親権者若しくは後見人又は「行政官庁」は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては将来に向かって契約を解除することができる。

E × 労基法60条1項、3項2号、34条2項

満15歳以上（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間を除く。）満18歳に満たない者については、一定の制約（1週48時間、1日8時間を超えない範囲内）のもとに、1か月単位の変形労働時間制及び1年単位の変形労働時間制の例により労働させることができるが、労基法36条1項の時間外・休日労働協定による時間外・休日労働は認められていない。

【問 6】	正解 C	賃金
-------	------	----

A × 労基法24条1項、昭和57年最高裁判例（大和銀行事件）

就業規則に賞与については支給日に在籍している者のみに支給するという支給日
在籍要件がある場合には、支給日に在籍してはじめて賞与請求権が発生すると解さ
れるので、支給日に在籍していない労働者には賞与請求権は発生せず、労基法24条の
賃金の全額払いの原則にも違反しないとするのが最高裁判所の判例である。

B × 平成2年最高裁判例（日新製鋼事件）

賃金の全額払いに関し、原則として、使用者が労働者に対して有する債権をもって
労働者の賃金債権と相殺することを禁止するものではあるが、労働者とその自由な意
思に基づき当該相殺に同意した場合においては、当該同意が労働者の自由な意思に基
づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、
当該同意を得てした相殺は当該規定に違反するものとはいえないものと解するのが相
当であるとされている。必ずしも書面による同意で判断されるものではない。

C ○ 労基則7条の2第1項第3号イ

設問のとおり。賃金のデジタル払いに関する問題である。

D × 昭和61年基発333号

派遣中の労働者の賃金を派遣先の使用者を通じて支払うことは、派遣先の使用者が
派遣中の労働者本人に対して、派遣元の使用者からの賃金を手渡すだけであれば、直
接払いの原則の違反とはならない。

E × 労基法26条、昭和25年基収207号

休業手当は、労働基準法上の賃金に該当するので、賃金支払いの5原則が適用され
る。

〔問 7〕	正解 C	総合問題
-------	------	------

- A ○ 労基法36条、141条1項、医療法第128条の規定により読み替えて適用する労働基準法第141条第2項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令
設問のとおり。医療機関により、年間960時間又は1860時間とされている。なお、将来的に時間の短縮を目標としている。
- B ○ 労基法36条、139条1項
設問のとおり。建設の事業に対しては災害時における復旧・復興の事業の場合、1か月の時間外労働の時間数の上限の例外が定められている。
- C × 労基法36条、140条1項
自動車運転の業務においては、時間外労働が月45時間を超える月数の要件（年6か月まで）は適用しない。なお、特別条項における年間の時間外労働の時間数の上限は960時間であることは正しい。また、時間外労働＋休日労働の時間数の要件（1か月100時間未満・複数月平均80時間以内）は適用しないこととされている。
- D ○ 労基法38条の2、平成20年基発0728001号
設問のとおり。なお、この場合において、「情報通信機器」とは、一般的にはパソコンが該当すると考えられるが、労働者の個人所有による携帯電話端末等が該当する場合もあるものであり、業務の実態に応じて判断されるものであること。「使用者の指示により常時」とは、労働者が自分の意思で通信可能な状態を切断することが使用者から認められていない状態の意味であること。「通信可能な状態」とは、使用者が労働者に対して情報通信機器を用いて電子メール、電子掲示板等により随時具体的指示を行うことが可能であり、かつ、使用者から具体的指示があった場合に労働者がそれに即応しなければならない状態（即ち、具体的な指示に備えて手待ち状態で待機しているか、又は待機しつつ実作業を行っている状態）の意味であり、これ以外の状態、例えば、単に回線が接続されているだけで労働者が情報通信機器から離れることが自由である場合等は「通信可能な状態」に当たらないものであること。「具体的な指示に基づいて行われる」には、例えば、当該業務の目的、目標、期限等の基本的事項を指示することや、これらの基本的事項について所要の変更の指示をすることは含まれないものであること。以上の要件を満たしているものが該当する。
- E ○ 労基法41条、労基則23条、昭和63年基発150号
設問のとおり。宿直又は日直の勤務については、断続的労働の一態様として所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用が除外される（昭和23年基発33号）。ただし労基法89条は適用されるため、就業規則に始業及び終業の時刻を定める必要がある。

〔問 8〕	正解 E	総則等
-------	------	-----

A × 安衛法4条

労働者等の責務については「協力するように努めなければならない」とする努力義務規定となっている。

B × 安衛法3条3項、令和7年基発0514第1号

事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨であり、自らの注文した内容が、仕事を請け負った者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があることを十分に理解した上で、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないとされている。

C × 安衛法2条3号、昭和47年発基91号

設問は労基法における使用者の定義である。安衛法の主たる義務主体である「事業者」とは、個人企業にあつては事業主個人、法人企業であれば法人の代表者ではなく「当該法人」そのものを指している。これは、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。

D × 安衛法6条、8条

厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、「遅滞なく」これを公表しなければならない。なお、これを変更したときも同様とする。

E ○ 安衛法5条1項、4項

設問のとおり。共同企業体（ジョイントベンチャー）において、指揮命令系統が複雑になり、労働災害が発生した場合の責任等が不明確になることを避けるため、その責任の帰属を明確にし、労働災害を効果的に防止するための規定が設けられている。

【問 9】	正解 B	安全衛生管理体制
-------	------	----------

A ○ 安衛法17条1項・4項、18条、19条、派遣法45条

設問のとおり。衛生委員会については「派遣元と派遣先の双方」に適用があり、安全委員会については「派遣先のみ」について適用がある。したがって、派遣中の労働者が安全又は衛生に関し経験を有する者であれば、「派遣先」は当該派遣中の労働者を、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の委員に指名することができる。

B × 安衛則7条1項5号、労基則18条

常時500人を超える労働者を使用する事業場で、一定の有害な業務（労基則18条各号の業務）に常時30人以上の労働者を従事させる事業場では専任の衛生管理者を選ばなければならないが、一定の有害業務の中に深夜業は含まれない。

C ○ 安衛法11条1項、安衛則6条1項

設問のとおり。安全管理者の巡視の頻度については規定されていない。

D ○ 安衛則4条1項2号

設問のとおり。2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該労働安全コンサルタントのうちの1人については、事業場に専属の者である必要はないとされており、労働安全コンサルタントではない安全管理者はその事業場に専属のものでなければならない。

E ○ 安衛法15条1項

設問のとおり。令和7年の通常国会で成立した「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）」により、混在作業場所において、元方事業者等が、自社及び関係請負人の労働者の労働災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進のための改正が行われ、その対象に個人事業者等を含む作業従事者が追加された。

〔問 10〕	正解 B	危険物及び有害物・面接指導
--------	------	---------------

エとオの二つが誤っているため、Bが正解となる。

ア ○ 安衛則12条の5、12条の6

設問のとおり。リスクアセスメント対象物を取り扱う全事業場で化学物質管理者の選任が義務化され、化学物質管理者が選任された事業所において保護具を使用が必要な場合は保護具着用管理責任者の選任が必要である。

イ ○ 安衛法57条の2第3項

設問のとおり。令和8年4月1日施行の改正部分である。

ウ ○ 安衛則52条の10第2項

設問のとおり。

エ × 安衛法66条の8の2、平成30年基発1228第16号

新技術・新商品等の研究開発業務に係る面接指導については、事業者がその事業の遂行に当たり、当然実施されなければならない性格のものであり、所定労働時間内に行われ、当該面接指導を受けるのに要した時間に係る賃金の支払いについては、面接指導の実施に要する時間は労働時間と解されるため、事業者に支払いの義務がある。なお、すべての労働者に対し、時間外労働が1か月に80時間を超えて、疲労の蓄積が認められる者に対しては、当該労働者の申出に基づき面接指導を実施するが、こちらに関しては面接指導を受けるのに要した時間に対する賃金の支払いは労使の協議によるものとされている。

オ × 安衛則52条

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断（定期のものに限る。）に関しては、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して報告の義務がある。歯科健康診断（定期のものに限る。）に関しては、使用する労働者の人数に関わらず報告義務がある。

労働者災害補償保険法（択一式・解答解説）
 （労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	C	適用事業・適用除外	A
〔問 2〕	B	業務災害・通勤災害	C
〔問 3〕	C	血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準	C
〔問 4〕	D	二次健康診断等給付等	B
〔問 5〕	C	社会復帰促進等事業・特別支給金	B
〔問 6〕	B	総合問題	B
〔問 7〕	B	特別加入	B
〔問 8〕	B	保険関係の成立と消滅	A
〔問 9〕	D	メリット制	B
〔問 10〕	B	総合問題	B

難易度 — A B C の 3 段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが 7 割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

労働者災害補償保険法（解答解説）
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

【問 1】	正解 C	適用事業・適用除外
-------	------	-----------

- A × 労災法3条2項、国家公務員災害補償法1条、地方公務員災害補償法2条
国家公務員災害補償法は常勤及び非常勤の国家公務員に適用されるが、地方公務員災害補償法は常勤の地方公務員が対象である。地方公務員災害補償法の適用とならない非常勤の地方公務員のうち、現業の職員（例えば、市の経営する水道事業の非常勤職員）については、労災保険が適用される。なお、非現業かつ非常勤の職員の業務上の災害に対しては、所属する自治体によって補償されることとなっている。
- B × 昭和23年基発14号、労災法3条1項、昭和52年基発192号
労災保険の適用となる者は労基法上の労働者に該当するものとされており、法人の理事長の業務上の傷病は労災保険の適用外である。なお海外派遣ではなく海外出張であり、国内の事業所の指揮命令下に置かれている場合は、労災保険の適用になるという部分は正しい。
- C ○ 労災法3条1項、昭和61年基発383号
設問のとおり。派遣労働者については、「派遣元」事業主の事業が適用事業とされる。
- D × 労災法3条1項、昭和44年改正法附則12条、整備令17条
小規模の農林水産業であっても、法人である場合は強制適用事業となる。なお、設問の業種は個人事業であれば労災保険の暫定任意適用事業となる。
- E × 昭和23年基発461号
設問の者は労基法上の労働者とみなされ、労災保険の適用対象となる。

【問 2】	正解 B	業務災害・通勤災害
-------	------	-----------

イとエの二つが誤っている為、Bが正解となる。

ア ○ 平成21年基労補発1216第1号

設問のとおり。

イ × 労災法7条2項、昭和49年基収2023号

本件は通勤災害とは認められない。業務終了後事業場施設内においてサークル活動等に要した時間（2時間20分）は、社会通念上就業と帰宅との直接関連を失わせると認められるほど長時間であって、その後の帰宅については労災法7条3項にいう通勤に該当しない。

ウ ○ 労災則8条4号、平成18年基発0331042号

設問のとおり。「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」は、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものとして認められており、やむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、通勤途中で合理的経路を逸脱・中断した場合でも、当該逸脱・中断の後、合理的な経路に復した後は通勤として認められる。病院又は診療所において通常の医療を受ける行為に限らず、人工透析など比較的長時間を要する医療を受けることも含まれている。

エ × 昭和61年基発383号

派遣労働者の住居と派遣元事業場又は派遣先事業場との間の往復の行為は、一般に「通勤」となるが、派遣元事業場と派遣先事業場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令によるものであれば一般に業務遂行性が認められ、その間の災害は「業務災害」となる。

オ ○ 労災法7条1項1号、平成18年基労管発0331001号・基労補発0331003号

設問のとおり。当該立ち寄る行為が出張経路を著しく逸脱していないと認められる限り、原則として、通常の出張の場合と同様、「業務」として取り扱う。

【問 3】	正解 C	血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準
-------	------	--

A ○ 令和3年基発0914第1号

設問のとおり。時間外労働の時間数が水準には至らないがこれに近い場合、労働時間以外の負荷要因と合わせて総合的に判断するものとされている。勤務間インターバルの長さ以外に、拘束時間の長さや休日の有無なども労働時間以外の負荷要因である。

B ○ 令和3年基発0914第1号

設問のとおり。なお、「短期間の過重業務」の判断においては、作業環境について、付加的に考慮するのではなく、他の負荷要因と同様に十分検討することとされている。一方、「長期間の過重業務」の評価に当たっては、作業環境は付加的な要素として取り扱おうとされている。

C × 令和3年基発0914第1号

二以上の事業の業務による「長期間の過重業務」及び「短期間の過重業務」に関し業務の過重性の検討に当たっては、異なる事業における労働時間を通算して評価する。一方、「異常な出来事」に関し、これが認められる場合には、一の事業における業務災害に該当すると考えられることから、異なる事業における負荷を合わせて評価することはないと考えられるとされている。

D ○ 令和3年基発0914第1号

設問のとおり。基礎疾患を有する場合でも、過重負荷によって自然経過を超えて進行する場合は業務と発症の関連が認められるとされる。

E ○ 令和3年基発0914第1号

設問のとおり。発症直前から前日までの間に、急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学的にみて妥当と認められる出来事が起こった場合は異常な出来事として認定要件に該当する。

〔問 4〕	正解 D	二次健康診断等給付等
-------	------	------------

アとウとエとオの四つが誤っているため、Dが正解となる。

ア × 労災法26条3項

特定保健指導は予防のために行うものであり、軽微な症状のものであっても二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者に対しては当該二次健康診断に係る特定保健指導は行われない。

イ ○ 労災法26条2項1号、平成13年基発233号

設問のとおり。なお、2回目の二次健康診断を受けてから3か月以内であれば翌年度に二次健康診断を受給することは可能である。

ウ × 労災法26条1項、平成13年基発233号

特別加入者に関しては、二次健康診断等給付は行われない。

エ × 平成13年基発233号

労災法31条1項1号から3号（事業主の故意又は重大な過失により保険関係成立届未提出中の事故、概算保険料滞納期間中の事故、事業主の故意又は重大な過失による業務災害）に該当する事故について保険給付を行う場合は、労基法の規定による災害補償の価額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労基法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することになっているが、労基法上規定のない二次健康診断等給付については、費用徴収は行わない。

オ × 労災法42条

二次健康診断等給付を受ける権利は、「労働者が一次健康診断の結果を了知し得る日の翌日」から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

【問 5】	正解 C	社会復帰促進等事業・特別支給金
-------	------	-----------------

A × 労災法29条1項1号、労災則24条

「休業補償特別援護金」の支給は、社会復帰促進事業ではなく「被災労働者等援護事業」として行われるものである。なお、休業補償特別援護金は、特定疾病に対応する特定業種（港湾貨物取扱事業、沿岸荷役業又は船内荷役業、林業又は建設の事業）に従事した労働者で、事業主を異にする2以上の事業場のうち、当該疾病の原因となった業務に従事した最後の事業場を短期間で去った者、又は疾病の発生が診断により確定したときに、当該疾病の原因となった業務に従事した事業場が廃止され、又はその事業主の行方が知れないため、待期間3日間についての休業補償を請求することができない者に対して、休業補償給付の3日分に相当する額を支給するものである。

B × 労災則33条2項、昭和45年基発774号

労災修学援護費は在学者等の区分（小学校・中学校等）に応じて支給額が決定されるが、被災労働者の状態に応じての支給額の変更はない。被災労働者が死亡若しくは重度障害者（障害等級第1級から第3級までの障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害年金を受けるものであり、傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金を受けている労働者にあつては、傷病の程度が特に重篤な者に限られている）に支給されるが、死亡であるか障害状態であるかにより支給額の変更はない。

C ○ 特支則3条、20条

設問のとおり。同一の事由により労災保険の保険給付と厚生年金等の社会保険が併給される場合、労災保険側が一定率で減額調整されるが、特別支給金は他制度との併給調整（減額）の対象にはならない。

D × 特支則6条

障害特別年金等のボーナス特別支給金の算定基礎年額は①被災日以前1年間（雇入れ後1年に満たない者については、雇入れ後の期間）に支払われた特別給与の総額②年金給付基礎日額×365日分×100分の20 ③150万円 のうち、「最も低い額」とする。

E × 特支則4条3項

傷病特別支給金の支給を受けた労働者の当該負傷又は疾病が治ゆし身体に障害が残った場合、当該障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額が、既に支給を受けた傷病特別支給金の額を超えるときは、その差額に相当する額の障害特別支給金が支給される。

〔問 6〕	正解 B	総合問題
-------	------	------

A × 労災法12条の4第2項、昭和32年基発551号、昭和35年基発934号

保険給付を受けるべき者が当該第三者から「同一の事由」について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる（当該第三者から治療費の支払いを受けた場合は療養の給付を行わないなど）が、被災労働者等が加害者から慰謝料、見舞金、香典等精神的苦痛に対する損害賠償を受けても、原則として政府の保険給付の支払義務に影響しない。

B ○ 昭和38年基発687号

設問のとおり。受給権者と第三者との間に示談が行われている場合は、その示談が、次のすべての要件を充たしているときに限り、保険給付は行われぬ。①当該示談が真正に成立していること。（当該示談が錯誤又は心裡留保、詐欺、強迫等に基づく場合は、真正に成立している示談とは認められない。）②当該示談の内容が、受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権の全部の填補を目的としているものであること。

C × 昭和38年最高裁判例（小野運送事件）

損害賠償請求権は消滅しているので、政府が受給権者に代わって第三者に損害賠償請求を行うことはできない。

D × 労災法31条1項、平成17年基発0922001号

設問の場合は、遺族補償一時金の額の「100%」が費用徴収される。保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがない事業主であって、保険関係成立以降1年を経過してなおその提出を行っていないものについて、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の「40%」が費用徴収される。なお、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けていない場合であって、かつ次の(i)又は(ii)のいずれかの事情が認められるときは、「重大な過失」と認定しないこととされている。(i) 事業主が、その雇用する労働者について、取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、やむを得ない事情により、労働者に該当しないと誤認したため、保険関係成立届を提出していなかった場合 (ii) 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとり、独立した事業としては、保険関係成立届を提出していなかった場合

E × 労災法31条2項、労災則44条の2第1項

第三者の行為によって生じた事故により、療養給付を受ける者は、一部負担金の支払いを免除される。

【問 7】	正解 B	特別加入
-------	------	------

(イとウ) が正しいため、Bが正解となる。

ア × 労災法35条5項

一人親方等の特別加入期間中に生じた事故に係る保険給付を受ける権利は、これらの者が当該団体から脱退すること等によってその特別加入者たる地位が消滅した場合であっても、変更されないが、この保険給付を受ける権利については、現に発生している保険給付のみならず、当該事故により将来において発生し得べき保険給付を受ける権利も含まれる。

イ ○ 労災法34条1項、労災則46条の19、平成15年基発0520002号

設問のとおり。なお、特別加入の承認後に包括加入者の就業実態がなくなり、包括加入からの除外を希望する場合も同様である。

ウ ○ 令和6年基発0426第2号

設問のとおり。特定フリーランス事業の特別加入は、従業員を使用せずに特定フリーランス事業を行う者であり、企業から業務を請け負うものが対象である。なお、企業と消費者双方から業務を請け負う者も対象であり、企業から業務を請け負う意向を有していれば、すなわち消費者から業務を請け負ったとしても特別加入は可能である。

エ × 労災法36条、平成11年基発695号

派遣先の海外の事業が中小企業の規模に該当する事業（特定事業）である場合は、当該海外の事業の事業主その他労働者以外の者として派遣される場合も特別加入の対象となる。

オ × 労災則46条の20、令和2年基発0821第2号

特別加入者に保険給付を行う場合の給付基礎日額は、スライド制の対象にはなるが、年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額の適用はされない。

【問 8】	正解 B	保険関係の成立と消滅
-------	------	------------

- A × 徴収則77条
「立木の伐採の事業」ではなく、「建設の事業」である。
- B ○ 徴収法4条の2第1項、徴収則1条1項3号
設問のとおり。なお、一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業に係る保険関係成立届の提出先は、所轄公共職業安定所長である。
- C × 徴収法5条
保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅することとされており、保険関係消滅届等の提出は不要である。なお、消滅後50日以内に確定保険料申告書を提出して労働保険料の精算手続を行わなければならないという点は正しい。
- D × 昭和40年基発901号
継続事業の一括の認可を受けた事業主が新たに事業を開始し、その事業をも一括扱いに含めることを希望する場合の継続事業の一括の申請（継続事業一括申請書の提出は「指定事業に係る所轄都道府県労働局長」に対して行う。
- E × 徴収法8条2項、徴収則9条
下請負事業の分離が行われるための下請負事業の規模要件は、概算保険料の額に相当する額が160万円以上であるか「又は」請負金額が1億8,000万円以上である場合である。

【問 9】	正解 D	メリット制
-------	------	-------

A × 徴収法12条3項

100分の85を超え、又は「100分の75以下」である。なお、「3保険年度」、「3月31日」、「3年以上」というキーワードもしっかり押さえておくこと。

B × 徴収法12条3項、徴収則17条の2

第3種特別加入者ではなく、「第1種特別加入者」である。第1種特別加入者は、その事業に使用される労働者とみなされるためである。

C × 徴収法12条の2、徴収則20条の2

「労働者数」についての要件は、安全又は衛生を確保するための厚生労働省令で定める措置が講じられた保険年度において満たしていればよく、連続する3保険年度のすべてにおいて満たしている必要はない。

D ○ 徴収則17条の2

設問のとおり。これらの特定疾病は、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を状態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、当該疾病の発症までに比較的長時間を要するものであるにもかかわらず、最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難なものとされている。

E × 徴収法20条1項

「6か月」ではなく「9か月」である。9か月经過後に計算する場合に第二種調整率を使用する。

〔問 10〕	正解 B	総合問題
--------	------	------

- A × 徴収法16条、徴収則25条1項、徴収法21条の2第1項
 増加概算保険料は口座振替をすることはできない。その他の納付要件に関しては正しい。
- B ○ 徴収法12条5項・6項
 設問のとおり。なお、厚生労働大臣は、この規定により失業等給付費等充当徴収保険率を変更するに当たっては、雇用保険法に規定する被保険者の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとしてされている（徴収法12条7項）。
- C × 徴収則15条
 設問の規定は、立木の伐採の事業に関しては含まれない。立木の伐採の事業に関する特例は「所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とする。」とされており、別の規定が適用される。
- D × 徴収則28条
 有期事業についての延納は、最初の期の期間が2か月以内のときは、その期間をもって最初の期として独立させることなく、次の期の4か月と合わせた期間をもって最初の期とする取り扱いがなされている。設問の事業の場合、保険関係成立の日から令和7年11月30日までが最初の期（第1期）、令和7年12月1日から令和8年3月31日までが第2の期（第2期）となり、それぞれの納期限は「保険関係成立の翌日から起算して20日以内（令和8年6月21日）」「令和8年1月31日」となる。なお、有期事業については労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても納期限に変更はない。
- E × 徴収法15条3項・4項、21条1項
 認定決定を受けた場合であっても、概算保険料については追徴金は徴収されない。

雇用保険法（択一式・解答解説）
 （労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	D	総則等	A
〔問 2〕	E	一般被保険者の求職者給付	B
〔問 3〕	C	一般被保険者以外の求職者給付	B
〔問 4〕	A	就職促進給付・教育訓練給付	B
〔問 5〕	B	育児休業等給付	C
〔問 6〕	D	雇用継続給付	B
〔問 7〕	E	総合問題	B
〔問 8〕	D	確定保険料	A
〔問 9〕	D	印紙保険料	B
〔問 10〕	C	労働保険事務組合	A

難易度 — ABCの3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

雇用保険法（解答解説）
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

【問 1】	正解 D	総則等
-------	------	-----

A ○ 雇用法4条3項、行政手引51202

設問のとおり。なお、労働の意思とは、単に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをただけでなく受給資格者自らも積極的に求職活動を行っている場合に労働の意思があるとみなされる。

B ○ 雇用法4条、行政手引20351

設問のとおり。なお、監査役については、会社法上従業員との兼職禁止規定があるので、被保険者とならない。ただし名目的に監査役に就任しているに過ぎず常態的に従業員として事業主との間に明確な雇用関係があると認められる場合はこの限りではない。

C ○ 雇用法4条1項、行政手引20352

設問のとおり。

D × 雇用法7条、雇用則13条1項、行政手引21751

「転勤前」ではなく、「転勤後」の事業所を管轄する公共職業安定所に届出をしなければならない。なお、転勤前後の事業所が同じ公共職業安定所の管轄内にあるときであっても、転勤届の提出は必要である点は正しい。

E ○ 雇用法附則2条、雇用令附則2条、行政手引20105

設問のとおり。

【問 2】	正解 E	一般被保険者の求職者給付
-------	------	--------------

- A × 雇用法33条、行政手引52205
 当該退職の日から遡って5年間のうちに「2回以上」正当な理由なく自己の都合により退職し求職申込をしたものについては3か月となる。
- B × 雇用法22条3項
 育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給に係る休業期間は、算定基礎期間に含まれないが、介護休業給付金の支給に係る休業期間は、算定基礎期間に含まれる。
- C × 雇用法29条、行政手引52602
 公共職業訓練等を受けるために待期している期間又は公共職業訓練等を受講している期間中である訓練延長給付を受けている受給資格者は、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと等を拒んだときは、雇用法29条の給付制限の適用（その拒んだ日以後基本手当を支給しない。）は受けず、雇用法32条の給付制限の適用（その拒んだ日から起算して1か月間は、基本手当を支給しない。）を受ける。なお、公共職業訓練等の終了後の延長給付を受けているものに関しては、その拒んだ日以後基本手当を支給しないこととなる。
- D × 雇用法23条1項2号
 「330日」ではなく「270日」である。なお、算定基礎期間が20年以上の場合、所定給付日数が330日となる。
- E ○ 雇用法19条3項、雇用則29条1項
 設問のとおり。なお、管轄公共職業安定所の長は、届出をしない受給資格者について自己の労働による収入があったかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、失業の認定日において失業の認定をした日分の基本手当の支給の決定を次の基本手当を支給すべき日（支給日）まで延期することができる。

【問 3】	正解 C	一般被保険者以外の求職者給付
-------	------	----------------

アとイとエの三つが正しいため、Cが正解となる。

ア ○ 雇用法37条の5第1項、雇用則65条の7

設問のとおり。特例高年齢被保険者となる要件は以下のとおりである。

- ① 二以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者であること。
- ② 一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。
- ③ 二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間数〔5時間〕以上であるものに限る。）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。

イ ○ 雇用法37条の6第2項

設問のとおり。一の事業所の退職に対して高年齢求職者給付金が支払われるが、賃金日額の下限額の適用はされない。なお、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業給付金及び育児時短就業給付金に関しては、全ての適用事業所において休業又は時短就業をしていることが要件とされる。

ウ × 雇用法37条の5第2項、雇用則65条の8第1項

設問の申出は、当該労働者本人が住所又は居所を管轄する公共職業安定所に対して行うこととされている。ただし、死亡その他のやむを得ない理由として職業安定局長が定めるものにより特例高年齢被保険者でなくなったときは、特例高年齢被保険者を雇用する事業主が届書を提出しなければならない。

エ ○ 雇用法42条、43条、雇用則74条、行政手引90251、90252

設問のとおり。日雇労働被保険者資格継続の認可申請は、原則として事業主を経由して申請することとされている。なお、日雇労働被保険者の資格継続の認可を受けなかったため、日雇労働被保険者とされなくなった「最初の月」に離職し、失業した場合には、その失業した月の間については、その者は日雇労働被保険者とみなされ、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

オ × 雇用法46条

日雇労働求職者給付金を受給することができる者が、同時に基本手当の支給を受けることができるときは、どちらか一方のみを支給することになるが、必ずしも基本手当の支給を受けなければならないわけではなく、当該労働者の選択による。

〔問 4〕	正解 A	就職促進給付・教育訓練給付
-------	------	---------------

A ○ 行政手引56731 (1)

設問のとおり。教育訓練休暇給付金は、被保険者自らの意思により、これまでの一般被保険者であった期間が基本手当等の受給資格の要件となる被保険者期間として計上されなくなることを前提に、基本手当に相当する教育訓練休暇給付金の支給を受けるものではあるが、教育訓練休暇給付金の支給を受けた後に、倒産・解雇等、被保険者自らの意思によらず、また、予見できない事由により離職が生じた場合に、なんら給付を行わないことは、雇用保険制度の目的にそぐわないため、特例的に基本手当の支給を受けることができる。

B × 雇用則101条の2の7

設問の給付に加え、専門実践教育訓練を受講し修了し、資格を取得し一般被保険者として雇用された際の賃金が、教育訓練開始前の賃金と比較し100分の105以上に上昇している場合はさらに教育訓練経費の100分の10に相当する額が支給されるため、最大で100分の80相当になる。

C × 雇用則100条の2、100条の3

「当該費用の額に100分の40を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円）」ではなく「当該費用の額に100分の20を乗じて得た額（その額が10万円を超えるときは、10万円）」である。なお、受給資格者等は、短期訓練受講費の支給を受けようとするときは、当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了した日の翌日から起算して1か月以内に、所定の書類及び受給資格者証等を添えて（受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、所定の書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）求職活動支援費（短期訓練受講費）支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない（雇用則100条の4）。

D × 雇用法56条の3第3項1号、雇用則83条の2

当該再就職手当の支給に係る同一の事業主にその職業に就いた日から引き続いて6か月以上雇用された場合で、当該再就職手当に係るみなし賃金日額が算定基礎賃金日額を下回るときに就業促進定着手当が支給される。設問は賃金の減少について触れていないため誤りである。

E × 雇用法56条の3第1項2号

常用就職支度手当の支給対象者は、「受給資格者（基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者に限る。）、高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）又は日雇受給資格者」であつて、「身障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定める者」が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めるときに支給するとされている。高年齢求職者給付金や特例一時金の支給を受けた者であっても、常用就職支度手当を受給することができる。

【問 5】	正解 B	育児休業等給付
-------	------	---------

ウとオの二つが正しいため、Bが正解となる。

ア × 雇用則101条の25

設問の場合、子が1歳に達する日後の期間について、育児休業給付金を受給することはできない。従来、育児休業及び育児休業給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市町村に入所を申し込むような例が見られたため、令和7年4月以降の保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長事由において、「速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る。」という要件が追加された。なお、「速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものである」と認められる場合とは、①子が1歳に達する日（1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳6か月に達する日」）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること、②申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと、及び③市町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと、のいずれの要件も満たす場合であるとされている。

イ × 雇用則101条の31

出生児育児休業給付金の支給対象となる出生時育児休業期間中の就業可能な日数及び時間数は、出生時育児休業を28日間取得する場合は10日以内とされ、就業日数が10日を超える場合は80時間以内とされているが、取得する出生児育児休業の日数が28日より短い場合は、その比率に応じて就労可能な日数が定められる。設問の場合は、取得した出生時育児休業が14日であり、 $14日/28日 = 1/2$ 、 $10日 \times 1/2 = 5日$ 、 $80時間 \times 1/2 = 40時間$ となるため、14日間の出生児育児休業期間に対し、当該期間中に5日までの出勤が可能、出勤日数が5日を超える場合は当該出生時育児休業期間中に40時間以内の就労が可能となる。当該被保険者は合計8日間で27時間の就業であり、要件を満たしている。

ウ ○ 雇用法61条の10第3項、雇用則101条の37

設問のとおり。その他に、当該被保険者の配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合や、被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について産後休業その他これに相当する休業をした場合も、当該要件を課さないこととしている。

エ × 雇用法61条の12第6項

「育児時短就業開始時賃金日額」（＝育児時短就業開始前の賃金）の100分の10の額ではなく、「当該支給対象月に支払われた賃金の額」（＝育児時短就業中に支払われる賃金）に100分の10を乗じて得た額が支給される。

オ ○ 行政手引59503

設問のとおり。

【問 6】	正解 D	雇用継続給付
-------	------	--------

A ○ 雇用法61条1項

設問のとおり。60歳到達時点で被保険者であった期間が5年未満の場合は、被保険者であった期間が5年以上となるに至った日の属する月から高年齢雇用継続基本給付金が支給される。

B ○ 雇用法61条1項、5項、行政手引59014

設問のとおり。支給対象月の通常の賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じた額の100分の64に相当する額未満の場合は、支給対象月に実際に支払われた賃金の額に100分の10を乗じて得た額が高年齢雇用継続基本給付金として支給される。

C ○ 雇用法61条の2第4項

設問のとおり。高年齢再就職給付金と再就職手当は併給調整され、どちらか一方の支給となる。

D × 雇用則101条の7第1項

高年齢再就職給付金の支給を受けようとする場合は、六十歳到達時等賃金証明書は不要である。

E ○ 雇用法61条の4第1項かつこ書

設問のとおり。同一の対象家族に係る介護休業の分割取得の場合は、2回目以後は、「みなし被保険者期間」に係る要件は問われない。

〔問 7〕	正解 E	総合問題
-------	------	------

A ○ 雇用法41条1項、行政手引56401～56403

設問のとおり。なお、この規定は、公共職業訓練等を受けることが条件になっていることから、「傷病手当」は支給対象とはされていない。

B ○ 雇用法48条

設問のとおり。なお、日雇労働求職者給付金（普通給付）の日額は、前2か月間に納付された印紙保険料の等級別状況に応じて、次のとおり決定される。

第1級 日雇給付金 (7,500円)	前2か月間において、第1級印紙保険料（176円）が24日以上である場合
第2級 日雇給付金 (6,200円)	次のいずれかに該当する場合 ① 前2か月間において、第1級印紙保険料及び第2級印紙保険料（146円）が合計して24日以上である場合 ② 前2か月間において、第1級、第2級、第3級印紙保険料（96円）の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上である場合
第3級 日雇給付金 (4,100円)	その他の場合

C ○ 雇用法58条1項、雇用則86条、91条

設問のとおり。なお、移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定めることとされている。

D ○ 雇用法66条、67条

設問のとおり。教育訓練休暇給付金の創設に伴い、その費用の一部も国庫が負担することとなった。

E × 雇用法10条の4

偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の「2倍」に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。いわゆる「3倍返し」は、「支給した額の返還+支給した額の2倍の額の納付」である。

【問 8】	正解 D	確定保険料
-------	------	-------

A × 徴収則38条2項1号

所轄公共職業安定所長を経由して提出することができるのは、一元適用事業であつて労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない事業についての一般保険料に係る概算保険料申告書であつて、継続事業に係るものであり、保険関係の成立の届出の規定による届書に併せて、健康保険及び厚生年金保険の新規適用事業所の届出の規定による届書又は雇用保険の事業所の設置に係る届書を提出する場合に、これらの届書と同時に提出するものに限られる。

B × 徴収法19条6項、徴収則37条

設問の場合における充当は、事業主の承認を要しないが、充当したときは、都道府県労働局歳入徴収官は、その旨を事業主に通知しなければならないとされている。

C × 昭和24年基災収5178号

保険年度中に使用した労働者に支払うことが具体的に確定した賃金であれば、その保険年度内に現実に支払われていないものや、その保険年度中に所定支払日があるのに支払いが遅延して次の保険年度にわたり未払いの状態にある賃金も含まれる。設問の場合、令和7年度中に支払うことが確定しているため、令和7年度分の確定保険料の算定の基礎となる賃金総額に含まれる。

D ○ 徴収法21条3項、徴収則38条5項

設問のとおり。政府による確定保険料の認定決定を受けた事業主は、認定決定により決定された確定保険料の額（既に納付した概算保険料の額が足りないときはその不足額）及び当該確定保険料（又は不足額）に係る追徴金を支払わなければならないが、確定保険料（又はその不足額）の納付はその通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、追徴金は通知を発する日から起算して30日を経過した日までに納付しなければならない。

E × 徴収法19条2項

有期事業についても、継続事業と同様に、保険関係が消滅した日から起算して「50日以内」に確定保険料申告書を提出して労働保険料の確定精算を行わなければならない。

【問 9】	正解 D	印紙保険料
-------	------	-------

A × 徴収則43条2項

設問の場合、買戻し期限の制限はない。買戻しの申出ができる場合とは、次の①から③であり、買戻し期限の制限があるのは③の場合だけである（雇用保険印紙が変更された日から6か月）。なお、①・②に該当するときは、雇用保険印紙購入通帳に、その事由に該当することについて、あらかじめ所轄公共職業安定所長の確認が必要となる（徴収則43条3項）。

- ① 雇用保険に係る保険関係が消滅したとき
- ② 日雇労働被保険者を使用しなくなったとき（保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。）
- ③ 雇用保険印紙が変更されたとき

B × 徴収法24条、徴収則54条

印紙保険料納付状況報告書による雇用保険印紙の受払状況の報告は、日雇労働被保険者を使用せず印紙の受け払いのない月であっても、毎月行わなければならない。

C × 徴収法25条2項、徴収則38条3項2号、昭和62年労徴発19号

認定決定された印紙保険料については、現金により、日本銀行又は所轄都道府県労働局収入官吏に納付しなければならない。雇用保険印紙により納付することはできない。

D ○ 徴収法25条、昭和56年労徴発68号

設問のとおり。納付を怠ったことについて、正当な理由があると認められる場合は以下のとおりである。

- ① 天災事変等により雇用保険印紙の購入ができないため、印紙を貼付できなかったとき。
- ② 日雇労働被保険者が日雇労働被保険者手帳を事業場に持参しなかった場合に、その日に日雇労働被保険者手帳を持参せしめることが困難であり、かつ、その後においても事業場で日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙を貼付する機会がないために雇用保険印紙を貼付できなかったとき。
- ③ 日雇労働被保険者が事業主の督促にもかかわらず日雇労働被保険者手帳を提出することを拒んだことによって雇用保険印紙を貼付できなかったとき。

E × 徴収則42条2項・3項・4項

雇用保険印紙購入通帳の交付は所轄公共職業安定所長にて行う。なお、雇用保険印紙の販売は日本郵便株式会社の営業所にて行う。

【問 10】	正解 C	労働保険事務組合
--------	------	----------

- A ○ 徴収法33条1項
 設問のとおり。なお、法人でない団体等にあつては、代表者の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲、その他団体等の組織、運営方法（総会、執行機関、財産の管理運営の方法等）が規約等に明確に定められ、団体性が明確にされていることとされている。
- B ○ 徴収法33条、昭和62年発労徴13号
 設問のとおり。
- C × 徴収法33条3項、徴収則66条
 労働保険事務組合の業務の廃止にあたり委託事業主の同意等は不要である。
- D ○ 報奨金政令1条
 設問のとおり。設問の要件に加え、「前年度の労働保険料等について、差押え等の国税滞納処分等の例による処分を受けたことがないこと。」及び「偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと」の全ての要件を満たす必要がある。
- E ○ 徴収法35条2項・3項
 設問のとおり。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識（択一式・解答解説）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	D	労働統計	B
〔問 2〕	D	労働関係法令	B
〔問 3〕	C	労働関係法令	B
〔問 4〕	C	短時間・有期雇用労働法・育児介護休業法	B
〔問 5〕	E	社会保険労務士法	A
〔問 6〕	C	国民健康保険法	B
〔問 7〕	E	確定給付企業年金法	A
〔問 8〕	C	介護保険法	B
〔問 9〕	B	高齢者医療確保法	B
〔問 10〕	B	社会保険関係法規全般	A

難易度 — A B C の 3 段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが 7 割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識（解答解説）

〔問 1〕	正解 D	労働統計
-------	------	------

- A × 令和7年就労条件総合調査（厚生労働省）
年次有給休暇の取得率は66.9%である。なお、産業別で見た場合に最も取得率の高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」の75.2%である。
- B × 令和7年就労条件総合調査（厚生労働省）
「金融業，保険業」が最も週所定労働時間が短く、「学術研究，専門・技術サービス業」は次いで2番目である。最も週所定労働時間が長い業種である「宿泊業，飲食サービス業」は正しい。
- C × 令和7年就労条件総合調査（厚生労働省）
「夏季休暇」の割合については正しいが「病気休暇」と「リフレッシュ休暇」の割合が逆になっており、正しくは、「病気休暇」28.4%、「リフレッシュ休暇」15.4%となっている。
- D ○ 令和7年就労条件総合調査（厚生労働省）
設問のとおり。
- E × 令和7年就労条件総合調査（厚生労働省）
「完全週休2日制」は73.3%（約70%）、「何らかの週休2日制」は94.4%（約95%）となっている。なお、企業規模別に比較した場合、1,000人以上の企業の割合が最も高くなっていることは正しい。

〔問 2〕	正解 D	労働関係法令
-------	------	--------

- A ○ 労働施策総合推進法9条、労働施策総合推進則1条の3第1項
設問のとおり。期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うことができる。
- B ○ 労働施策総合推進法28条1項
設問のとおり。なお、具体的な届出の時期は次のようにされている。
- ① 外国人雇用状況の届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月10日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して10日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。
- ② 雇用保険の被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、①の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。
- C ○ 労働者派遣法23条の2
設問のとおり。
- D × 労働施策総合推進法27条の3
「必要な措置を講じるよう努めなければならない。」である。令和8年4月1日施行の改正により新設された。現状、高齢者の就労の増加等を背景に、何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は年々上昇しており、職場において疾病を抱える労働者の治療と就業の両立への対応が必要となる場面は更に増えることが予想されるからである。
- E ○ 労働施策総合推進法27条、労働施策総合推進令4条、労働施策総合推進則8条、9条
設問のとおり。なお、大量離職届の届出を怠った場合には、30万円以下の罰金に処せられる。

【問 3】	正解 C	労働関係法令
-------	------	--------

A × 職業安定法20条、34条

公共職業安定所又は職業紹介事業者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならないとされているが、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所の従業員からの求職の申し込みを受けることは差し支えない。

B × 労働者派遣法26条6項

紹介予定派遣については事前面接、履歴書の送付といった派遣労働者を特定することを目的とする行為をすることができる。

C ○ 障害者雇用促進法45条

設問のとおり。関係会社に雇用される労働者に関する特例である。

D × 女性活躍推進法8条1項

「300人」ではなく「100人」である。令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大された。

E × 職業安定法4条の2第6項

試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより労働条件の明示を行わなければならない。平成30年の改正により新設された規定である。なお、従事すべき業務の内容等のうち、書面の交付等の方法により明示しなければならない事項に、「試みの使用期間に関する事項」が追加された。

【問 4】	正解 C	短時間・有期雇用労働法、育児介護休業法
-------	------	---------------------

A × 育児・介護休業法21条1項

「措置を講じなければならない」である。なお、労働者への個別周知及び意向確認の措置は、労働者から育児休業等の申出が円滑に行われるようにすることが目的であるため、取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認は認められない。

B × 育児・介護休業法23条の3第1項～4項、育児・介護休業法75条の2～75条の6

5つの措置のうち「2」以上である。なお、事業主は、設問の措置を講じようとするときは、当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。また、労働者は、事業主の講じた2以上の措置〔対象措置〕の中から1つを選択して利用することができる。令和7年10月1日施行の法改正により新設された。

C ○ パートタイム・有期雇用労働法9条

設問のとおり。これを「均等待遇」という。

D × 同一労働同一賃金ガイドライン（平成30年厚労告430号）

設問は「問題とならない」例とされている。

E × パートタイム・有期雇用労働法13条

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間・有期雇用労働者について、次のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に周知すること。
- ② 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に対して与えること。
- ③ 一定の資格を有する短時間・有期雇用労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

①において、周知の方法は事業所に掲示することで足り、書面で交付することまでは求められていない。

【問 5】	正解 E	社会保険労務士法
-------	------	----------

- A ○ 社労士法14条の9第1項
設問のとおり。
- B ○ 社労士法2条1項3号
設問のとおり。令和7年6月25日施行分の改正において、かっこ書きにおいて労務監査の業務が含まれることが明記された。
- C ○ 社労士法26条
設問のとおり。社会保険労務士の略称である「社労士」が、社会的に定着してきていることを踏まえ、社会保険労務士ではない者が使用してはいけない類似名称の例示として、「社労士」が明記された。
- D ○ 社労士法16条、32条～38条
設問のとおり。なお、社労士法15条（不正行為の指示等の禁止）に違反した場合には、3年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰則という社会保険労務士法上最も重い罰則が設けられている。
- E × 社労士法2条の2
令和7年10月1日施行分の改正により、従来「弁護士である訴訟代理人」であった部分が「弁護士である代理人」とされ、これにより社会保険労務士が、訴訟だけでなく、労働審判等の非訟事件の場でも、弁護士とともに補佐人として出頭し陳述を行えることとなった。

【問 6】	正解 C	国民健康保険法
-------	------	---------

A ○ 国保法4条1項

設問のとおり。国、都道府県及び市町村の責務については、選択式で出題される可能性もあるので、国保法4条1項から5項までは要確認。

B ○ 国保法72条の2第1項

設問のとおり。また、国は、都道府県等が行う国民健康保険について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、都道府県に対して調整交付金を交付する。調整交付金の額は算定対象額の100の9に相当する額とされている。

C × 国保則6条2項・3項

有効期限は、交付の日から起算して「5年」を超えない範囲内において市町村が定めるものとする。なお、令和6年12月2日施行の改正により、被保険者証が廃止され、これに伴い、資格確認書の仕組みを導入するなど、健康保険法と同様の改正が行われた。また、長期にわたる保険料滞納により被保険者証を返還した場合に交付されていた「被保険者資格証明書」及び「いわゆる短期被保険者証」も廃止され、特別療養費の支給の仕組みも改められた。

D ○ 国保法64条3項

設問のとおり。第三者の行為（損害賠償請求権）に関する諸規定である。なお、厚生労働省令で定める場合とは以下の2つである。（国保法32条の6の2）

- a 同一都道府県内の二以上の市町村のそれぞれが、同一の第三者に対するそれぞれの被保険者の損害賠償の請求権（当該第三者の同一の行為によって生じたものに限る。）を取得している場合
- b 損害賠償請求権を取得した市町村が、当該請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を行うに当たり、訴訟手続、調停その他の裁判所における手続に関する専門的な知識を必要とする場合

E ○ 国保法58条1項

設問のとおり。相対的必要給付（法定任意給付）である。なお、これらの給付のほか、市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付（出産手当金等）を行うことができる。

【問 7】	正解 E	確定給付企業年金法
-------	------	-----------

- A ○ 確定給付企業年金法3条1項
 設問のとおり。なお、確定給付企業年金は、一の厚生年金適用事業所について一に限り実施することができる。
- B ○ 確定給付企業年金法33条
 設問のとおり。なお、支給の方法は以下のとおりである。
- ・老齢給付金……年金（規約により全部又は一部を一時金として支給可）
 - ・障害給付金……規約により年金又は一時金
 - ・遺族給付金……規約により年金又は一時金
- C ○ 確定給付企業年金法39条
 設問のとおり。なお、老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
- ① 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
 - ② 老齢給付金の支給期間が終了したとき。
 - ③ 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。（確定給付企業年金法40条）
- D ○ 確定給付企業年金法81条2項
 設問のとおり。なお、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、当該申出があったときには、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- E × 確定給付企業年金法55条1項・2項
 「全部又は一部」ではなく「一部」である。なお、前半部分は正しい。なお、掛金の額は次のア、イの要件を満たすものでなければならない。
- ア 加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならないこと。
- イ 定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。

〔問 8〕	正解 C	介護保険法
-------	------	-------

A × 介護保険法79条

「都道府県知事」ではなく、「市町村長」が行う。なお、指定介護予防支援事業者の指定も、市町村長が行う。

事業者・施設	指定		都道府県知事の許可
	都道府県知事	市町村長	
① 指定居宅サービス事業者	○		
② 指定地域密着型サービス事業者		○	
③ 指定居宅介護支援事業者		○	
④ 指定介護老人福祉施設	○		
⑤ 介護老人保健施設			○
⑥ 介護医療院			○
⑦ 指定介護予防サービス事業者	○		
⑧ 指定地域密着型介護予防サービス事業者		○	
⑨ 指定介護予防支援事業者		○	

B × 介護保険法28条1項、介護保険則38条

「令和8年5月10日から同年10月31日まで」ではなく「令和8年5月10日から同年11月30日まで」である。

- ① 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。
- ② 要介護認定（初回）の有効期間は、次の(イ)及び(ロ)を合算した期間（要介護認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては(ロ)の期間）となる。
 - (イ) 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間
 - (ロ) 6か月間（市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3か月間から12か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6か月間を除く。））

C ○ 介護保険法123条1項1号

設問のとおり。なお、介護給付に要する費用のうち、介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るもの及び予防給付に要する費用のうち、介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、都道府県が100分の17.5に相当する額を負担する（介護保険法123条1項2号）。

D × 介護保険法66条1項

「1年6か月」ではなく、「1年」である。なお、市町村は、当該保険料の納期限から1年間が経過しない場合においても、介護保険法66条1項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、当該規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。

E × 介護保険法14条1項・2項

介護認定審査会の委員の定数は、「政令で定める基準に従い条例で定める数」とされている。なお、前段部分は正しい。

【問 9】	正解 B	高齢者医療確保法
-------	------	----------

アとイの二つが正しいため、Bが正解となる。

ア ○ 高齢者医療確保法128条

設問のとおり。なお、高齢者医療確保法に基づく社会保険診療報酬支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす（高齢者医療確保法154条）。

イ ○ 高齢者医療確保法51条1号

設問のとおり。また、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものも、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とししない。

ウ × 高齢者医療確保法19条

「都道府県は」ではなく「保険者は」である。なお、保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

エ × 高齢者医療確保法118条

「厚生労働大臣」ではなく「社会保険診療報酬支払基金」である。

オ × 高齢者医療確保法104条3項

「おおむね3年」ではなく「おおむね2年」である。

〔問 10〕	正解 B	社会保険関係法規全般
--------	------	------------

- A ○ 児童手当法6条1項
設問のとおり。

自動の年齢		1人当たりの月額
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末)まで	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

下記のように計算する。

	第1子	第2子	第3子	第4子
児童の年齢	14歳	14歳	5歳	4歳
児童手当(月額)	10,000円	10,000	30,000円	30,000円

児童手当の額を計算する際、18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したものについては、0円として計算する。

ただし、多子加算のカウント方法については、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする場合があるから注意したい。

- B × 確定拠出年金令11条

他制度加入者以外の者である場合は、各月につき55,000円、他制度加入者である者である場合は、各月につき55,000円から他制度掛金相当額を控除した額である。なお、他制度加入者とは、確定給付企業年金の加入者、私立学校教職員共済制度の加入者及び石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法に規定する坑内員などである。

- C ○ 船員保険法2条2項、13条

設問のとおり。なお、協会は、正当な理由があると認めるときは、20日を経過した後の申出であっても、受理することができる。また、疾病任意継続被保険者の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、その者は、疾病任意継続被保険者とならなかったものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると協会が認めたときは、この限りでない。

- D ○ 社審法4条2項

設問のとおり。審査請求の期限は原則として、原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であるが、原処分があったことを知らない場合であっても、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、審査請求をすることができない。

- E ○ 確定拠出年金法62条2項2号

設問のとおり。下記の①又は②のいずれかに該当する者は、個人型年金加入者となることができない。

- ①個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者
②繰上支給の老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権を有する者

健康保険法（択一式・解答解説）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	E	総則・適用事業所・保険者・適用除外	A
〔問 2〕	C	被保険者・被扶養者	B
〔問 3〕	C	報酬・標準報酬月額等	B
〔問 4〕	D	保険医療機関等・療養の給付	A
〔問 5〕	D	療養に関する保険給付	B
〔問 6〕	A	傷病手当金・報酬等との支給調整・埋葬料	B
〔問 7〕	B	資格喪失後の保険給付	A
〔問 8〕	B	日雇特例被保険者・給付制限	B
〔問 9〕	C	国庫負担・国庫補助・不服申立て及び雑則・罰則	A
〔問 10〕	D	保険料等・届出	A

難易度 — ABCの3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

健康保険法（解答解説）

〔問 1〕	正解 E	総則・適用事業所・保険者・適用除外
-------	------	-------------------

- A ○ 健保法3条1項2号ロ、令和4年保保発0909第2号
 設問のとおり。なお、「2か月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」とは、次の①又は②に該当する場合である。
- ① 就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。
- ② 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績があること。
- ただし、①又は②に該当する場合であっても、2か月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意しているときは、「2か月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」には該当しないこととして取り扱う。
- B ○ 健保法31条、昭和30年保発123号の2
 設問のとおり。外国公館の取扱いについては、平成12年・平成15年・平成24年・平成28年に出題されているが、いずれも正しい肢とされている。
- C ○ 健保法36条
 設問のとおり。なお、次の①～④のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）から、被保険者の資格を喪失する。
- ① 死亡したとき。
- ② その事業所に使用されなくなったとき。
- ③ 適用除外事由に該当するに至ったとき。
- ④ 任意適用事業所の取消の認可があったとき。
- D ○ 健保法51条の3第1項
 設問のとおり。この規定により、書面又は電磁的方法により提供されるものを「資格確認書」という。
- E × 健保令7条1項・2項
 「2分の1以上」ではなく「3分の1以上」である。なお、理事長は、規約で定めるところにより、毎年度1回通常組合会を招集しなければならない。また、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

【問 2】	正解 C	被保険者・被扶養者
-------	------	-----------

アとイとエの三つが正しいため、Cが正解となる。

ア ○ 平成14年保保発0424001号・庁保険発24号

設問のとおり。1か月以内に同一の派遣元事業主のもとで派遣就業に係る次回の雇用契約が締結されなかったときは、「その雇用契約が締結されないことが確実となった日」又は「当該1か月を経過した日」のいずれか早い日をもって使用関係が終了したのものとして取り扱う。

イ ○ 健保法3条4項

設問のとおり。適用除外事由に該当するに至ったため被保険者の資格を喪失した者は、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であったこと等他の要件を満たせば、任意継続被保険者になることができる。

ウ × 健保則43条

「事業主」ではなく「保険者」に提出しなければならない。なお、任意継続被保険者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を保険者に提出しなければならない。

- ① 適用事業所に使用されるに至ったとき
- ② 船員保険の被保険者となったとき
- ③ 高齢者医療確保法50条2号の規定による認定を受けたとき

エ ○ 健保法附則3条4項

設問のとおり。なお、任意継続被保険者については、次の①又は②のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

- ① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- ② 前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

ただし、保険者が健康保険組合である場合においては、上記①に掲げる額が上記②に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、上記①（当該健康保険組合が②に掲げる額を超え①に掲げる額未満の範囲内において規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を報酬月額の算定基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）をその者の標準報酬月額とすることができる。

オ × 健保法3条7項1号

認定対象者の年間収入の方が被保険者からの援助額（仕送り額）より多いため、被扶養者となることができない。なお、被保険者と同一世帯にない場合の認定基準は、認定対象者の「年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者からの援助額より少ないこと」が要件とされている。

〔問 3〕	正解 C	報酬・標準報酬月額等
-------	------	------------

A ○ 健保法41条1項、平成18年保険発0512001号

設問のとおり。4、5、6月における報酬支払基礎日数がいずれも15日未満の場合、従前の標準報酬月額で決定される。なお、短時間就労者に係る標準報酬月額の算定について、4、5、6月における報酬支払基礎日数がいずれも15日以上17日未満の場合、3か月の報酬月額の平均額により算定された額により、標準報酬月額を決定する。

B ○ 昭和53年保発47号・庁保発21号、平成30年保保発0730第1号ほか

設問のとおり。また、「賞与」について、7月2日以降に新たにその支給が諸規定に定められた場合には、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の定時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、賞与に係る報酬に該当しないものとする〔賞与として扱われる。〕。

C × 健保法41条1項、平成18年保険発0512001号

「その月における暦日の数から」ではなく「就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から」である。

D ○ 健保法3条5項、令和4年9月5日事務連絡

設問のとおり。「奨学金返還支援（代理返還）」を利用して給与とは別に事業主が直接返還金を送金する場合は、当該返還金が奨学金の返済に充てられることが明らかであり、被保険者の通常の生計に充てられるものではないことから「報酬等」に該当しない。一方、事業主が奨学金の返還金を被保険者に支給する場合は、当該返還金が奨学金の返済に充てられることが明らかではないため「報酬等」に該当する。なお、給与規程等に基づき、事業主が給与に代えて直接返還金を送金する場合は、労働の対償である給与の代替措置に過ぎず、事業主が被保険者に対して直接返還金を支給しない場合であっても「報酬等」に該当する。

E ○ 健保法3条5項、令和5年6月27日事務連絡

設問のとおり。永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断することとされている。

◆ 永年勤続表彰金における判断要件

①表彰の目的	企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。 なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。
②表彰の基準	勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。
③支給の形態	社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

【問 4】	正解 D	保険医療機関等・療養の給付
-------	------	---------------

A ○ 健保法65条3項5号

設問のとおり。なお、設問の「社会保険各法」とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者医療確保法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は国民年金法のことをいい、「社会保険料」とは、保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）をいう。

B ○ 健保法70条2項

設問のとおり。なお、保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に健康保険の診療又は調剤に当たらせるほか、療養の給付を担当しなければならない。

C ○ 健保法51条の3第2項

設問のとおり。

D × 健保法75条

一部負担金を支払う場合においては、一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

E ○ 保険医療機関及び保険医療養担当規則9条

設問のとおり。

【問 5】	正解 D	療養の給付
-------	------	-------

A ○ 健保法85条の2

設問のとおり。なお、入院時生活療養費の額は、原則として当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めた基準により算定した額から、生活療養標準負担額を控除した額とする。

B ○ 健保法86条2項

設問のとおり。5万4千円（保険診療に伴う一部負担金相当額＝18万円×30／100）＋12万円（保険外診療分は全額自費）。したがって、被保険者の支払額は17万4千円となる。

C ○ 健保法88条1項、健保則68条

設問のとおり。訪問看護を行う者に、医師及び歯科医師は含まれていない。なお、保険医療機関の看護師により療養上の世話を受けたときは、訪問看護療養費は支給されず、療養の給付が行われる。

D × 健保法88条10項・11項

保険者は、訪問看護療養費に関する審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。前半部分は正しい。

E ○ 健保法85条2項、令和7年厚労告64号

設問のとおり。食事療養標準負担額は、低所得者については、設問のような減額措置が認められている。

◆ 食事療養標準負担額 (1日3食相当額を限度とする。)

入院時食事療養費の受給者		食事療養標準負担額 (1食)
一般所得者		510円
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病の患者		300円
市町村民税 非課税者	70歳未満及び70歳以上(高齢受給者)の低所得Ⅱ	減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数 90日以内 240円
		減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数 90日超 190円
	70歳以上の低所得Ⅰ(年金収入が80万円以下等である者)	110円

【問 6】	正解 A	傷病手当金・報酬等との支給調整・埋葬料
-------	------	---------------------

(アとウ) が正しいため、Aが正解となる。

- ア ○ 健保法99条1項、昭和3年保理3176号
設問のとおり。なお、次の場合も労務不能と認められる。
- ・その傷病は休業を要するほどではないが、遠方で、通院のため事実上働けないようなとき（昭和2年保理2211号）
 - ・現在労務に服することができる場合でも、療養上その症状が休業を要するとき（昭和8年保規35号）
 - ・病後の静養のため労務不能と認められる間（昭和32年保文発6905号）
- イ × 昭和25年保文発535号
事業主が保険料を納付しない場合であっても、事業主の保険料未納を理由として、被保険者が傷病手当金を受けられないことはない。
- ウ ○ 健保法108条3項、健保則89条1項
設問のとおり。報酬・各種の給付の合計が、本来の傷病手当金の額に相当する額となるように調整される。
- エ × 健保法100条1項、昭和2年保理2788号
「埋葬を行う者」とは、実際に埋葬を行った者ではなく、「埋葬を行うべき者」である。したがって、設問の場合は、配偶者に埋葬料が支給される。
- オ × 健保法99条、昭和26年保文発419号
待期期間の3日間を年次有給休暇として処理した場合であっても待期は完成するため、年次有給休暇が終了した日の翌日から支給される。

【問 7】	正解 B	資格喪失後の保険給付
-------	------	------------

A ○ 健保法104条、昭和27年保文発3532号

設問のとおり。「引き続き1年以上」については、必ずしも同一の保険者でなくとも構わなく、その間に転職等により事業所や保険者が変わっても通算される。なお、保険者が変わった場合には、資格喪失時の保険者が行うことになる。

B × 健保法104条、昭和32年保発2号

傷病手当金の支給を受けている者には、現に傷病手当金の支給を受けている者はもとより、「傷病手当金の受給要件を満たしているが、事業主より報酬を受けていることにより、傷病手当金の支給が停止されている者」も含まれる。

C ○ 健保法107条

設問のとおり。被保険者であった者が、船員保険の被保険者となったときは、①資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付、②資格喪失後の死亡に関する給付、③資格喪失後の出産育児一時金に関する給付は行わない。

D ○ 健保法104条、昭和31年保文発11283号

設問のとおり。

E ○ 健保法105条1項

設問のとおり。被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後3か月以内に死亡したときは、被保険者であった者の資格喪失前の被保険者期間の長さにかかわらず、埋葬料が支給される。なお、資格喪失後の死亡に関する給付については、次の①から③のいずれかに該当する場合に支給される。

① 資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受ける者が死亡したとき

② 資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後3か月以内に死亡したとき

③ 被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後3か月以内に死亡したとき

【問 8】	正解 B	日雇特例被保険者・給付制限
-------	------	---------------

A ○ 健保法119条、昭和26年保発37号

設問のとおり。療養に関する指示に従わない場合の給付制限として、保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができるとしている。

B × 健保法58条

保険者は、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、「その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる」としている。

C ○ 健保法120条、昭和3年保理483号

設問のとおり。また、不正行為等による場合の給付制限は、偽りその他不正の行為があった日から1年を経過したときは、この限りでないとされている。

D ○ 健保法124条2項

設問のとおり。なお、当該一の年度において、改定後の標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が100分の1を下回ってはならないとしている。

E ○ 健保法129条2項1号

設問のとおり。なお、保険者は、日雇特例被保険者が設問の保険料納付済要件を満たしていることを日雇特例被保険者手帳によって証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならないとしている。

【問 9】	正解 C	国庫負担・国庫補助・不服申立て及び雑則・罰則
-------	------	------------------------

A ○ 健保法152条の3第1項

設問のとおり。なお、この出産育児交付金は、後期高齢者医療制度が出産育児支援金として納付したものである（社会保険診療報酬支払基金がいったんプールし、出産育児支援金率により各保険者に按分して交付）。

B ○ 健保法153条1項、健保法附則5条

設問のとおり。令和6年4月1日から、前期高齢者納付金のうち給付費の部分に係る保険者間の費用負担の調整の見直しが行われ、被用者保険間においては、「加入者割」は3分の2に縮小され、残りの3分の1については、各保険者間の「総報酬額」に応じて按分するという「総報酬割」が適用された。これにより、協会管掌健康保険の負担が軽減されたことから、前期高齢者納付金のうち給付費の部分に係る国庫補助が縮小された。

C × 健保法189条1項、190条

「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができ、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。「保険料その他健康保険法の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分」に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

D ○ 健保則28条の3

設問のとおり。なお、この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならないとされている。

E ○ 健保法208条

設問のとおり。その他、以下のいずれかに該当する場合も同様である。

- ・任意適用事業所の取消の認可、資格の得喪の確認、標準報酬の決定、改定に関し被保険者に通知をしないとき。
- ・督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。
- ・日雇特例被保険者に係る保険料を納付せず、又は健康保険印紙の受払若しくは告知に関する帳簿を備え付けず、若しくは報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- ・文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は当該職員（機構の職員及び協会の職員を含む。）の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

〔問 10〕	正解 D	保険料等・届出
--------	------	---------

A ○ 健保法156条3項、167条1項

設問のとおり。資格喪失日が7月21日であるため、7月31日支払いの給与から「6月分」の保険料を控除することができるが、「7月分」の保険料を控除することはできない。

B ○ 健保法160条2項

設問のとおり。なお、協会は、当該規定により子ども・子育て支援金率を定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。令和8年度の子ども・子育て支援金率は実務上一律の支援金率を踏まえて0.23%とされた。

C ○ 健保法164条1項

設問のとおり。なお、保険料の納付方法は、保険者が被保険者に関する保険料について発行する「納入告知書」に基づき、これに保険料を添えて納付するという方法がとられている。ただし、任意継続被保険者の場合は、申告書に保険料を添えて「納付書」によって納付する申告納付の方法がとられている。なお、納入告知書に記載される納付額は、一般保険料については、その内訳として、基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ特定保険料率を乗じて得た額をいう。）並びに子ども・子育て支援金の額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。）を記載しなければならないとされている。

D × 健保法159条、令和4年3月31日事務連絡

設問の場合、育児休業等の期間がちょうど1か月（1か月以下）であるため、標準賞与額に係る保険料の免除の対象とならない。標準賞与額に係る保険料については、1か月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除される。なお、1か月を超える育児休業等については、月末時点で育児休業等を取得しているかどうかで保険料免除を判断するため、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与に係る保険料を免除することとなる。

E ○ 健保則19条

設問のとおり。令和2年1月から、労働保険・社会保険の届出で届出の契機が同じものは、まとめて1か所に提出することができるという、いわゆるワンストップでの届出（経由）が可能とされた。なお、提出先はこれまでと変更はない。

厚生年金保険法（択一式・解答解説）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	A	総則・適用事業所等	A
〔問 2〕	B	被保険者・適用除外	A
〔問 3〕	C	報酬・標準報酬月額等	A
〔問 4〕	E	老齢厚生年金	B
〔問 5〕	C	障害厚生年金・障害手当金	B
〔問 6〕	C	遺族厚生年金	B
〔問 7〕	D	併給の調整等	A
〔問 8〕	D	2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	A
〔問 9〕	E	離婚時の年金分割	B
〔問 10〕	A	総合問題	B

難易度 — ABCの3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

厚生年金保険法（解答解説）

〔問 1〕	正解 A	総則・適用事業所等
-------	------	-----------

イの一つが正しいため、Aが正解となる。

ア × 厚年法1条、2条

厚生年金保険は、「政府」が、管掌する。なお、前段の厚年法1条の目的の部分正しい。

イ ○ 厚年法6条1項・3項・4項

設問のとおり。なお、旅館業は、任意適用業種に該当する、個人経営の旅館業の事業所は、その従業員数にかかわらず強制適用事業所とならない。

ウ × 厚年則1条

「5日以内」ではなく「10日以内」である。

エ × 厚年法8条の3

2以上の船舶所有者が同一である場合には、当該2以上の船舶は当然に一の適用事業所として取り扱われるので、厚生労働大臣の承認は不要である。

オ × 厚年法7条、厚年法附則4条の3

事業所が「強制適用事業所に該当しなくなった」場合は、「任意適用事業所」の認可があったものとみなされる（擬制適用）ため、適用事業所に使用されていることには変わりないので、高齢任意加入被保険者の資格を喪失しない。なお、高齢任意加入被保険者の使用される事業所について任意適用事業所の取消しの認可があったときは、当該認可があった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

【問 2】	正解 B	被保険者・適用除外
-------	------	-----------

- A ○ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集
 設問のとおり。なお、初めて特定適用事業所となった適用事業所（第1号厚生年金被保険者に係るものに限る。）の事業主は、当該事実があった日から5日以内に所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない（厚年則14条の3第1項）。
- B × 厚年法附則4条の3第6項
 当該保険料の「納期限の日」ではなく、「納期限の属する月の前月の末日」にその資格を喪失する。
- C ○ 厚年法10条1項
 設問のとおり。なお、適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができ、認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。
- D ○ 厚年法19条1項、81条2項
 設問のとおり。なお、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1か月として被保険者期間に算入する（同月得喪）が、その月に更に国民年金の被保険者（第2号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その月は国民年金の被保険者期間に算入されるため、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。
- E ○ 厚年法2条の2
 設問のとおり。なお、国民年金法では「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」となっている。

【問 3】	正解 C	報酬・標準報酬月額等
-------	------	------------

A × 厚年法26条1項

子を養育することとなった日（令和8年7月10日）の属する月の前月（令和8年6月）において被保険者でない場合にあっては、当該月前1年以内における被保険者であった月のうち直近の月の標準報酬月額を従前標準報酬月額とするが、この期間（令和7年6月から令和8年5月までの間）に被保険者期間がないため、本特例は適用されない。

B × 厚年法26条1項

従前標準報酬月額は「260,000円」ではなく、「300,000円」である。従前標準報酬月額とは、子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額のことであり、設問の場合には、8月の標準報酬月額（定時決定前の標準報酬月額）をいう。

C ○ 厚年法22条1項1号

設問のとおり。月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。なお、日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前1か月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

D × 厚年法23条の3第2項

「2か月を経過した日の属する月から」を「2か月を経過した日の属する月の翌月から」、「当該月」を「当該翌月」にそれぞれ直せば正しい記述となる。なお、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者については、産前産後休業を終了した際の改定は行われない。

E × 厚年法21条1項

「毎年9月1日」を「毎年7月1日」、「その年の10月から翌年の9月まで」を「その年の9月から翌年の8月まで」にそれぞれ直せば正しい記述となる。なお、当該規定は、6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した者及び厚年法23条（随時改定）、厚年法23条の2（育児休業等を終了した際の改定）又は厚年法23条の3（産前産後休業を終了した際の改定）の規定により7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

【問 4】	正解 E	老齢厚生年金
-------	------	--------

A × 昭和60年厚年法附則59条2項

その差額を「老齢基礎年金」ではなく「老齢厚生年金」とすると正しくなる。なお、経過的加算額は、定額部分（生年月日に応じた月数の上限あり）と老齢基礎年金の額との差額である。

B × 厚年法附則7条の5、令和2年厚年法附則14条

令和7年4月1日以後60歳に達した者で雇用保険法の規定による高年齢雇用継続給付との調整により、在職老齢年金の支給停止に加えて、さらに支給停止されるのは、「標準報酬月額」の100分の4である。したがって、月額「1万400円」（＝「26万円」×100分の4）が支給停止される。

C × 厚年法附則11条

$(62万円 + 10万円 - 65万円) \times 1/2 = 「3.5万円」$ （月額）が支給停止される。なお、支給停止調整額（法定額は62万円）は、厚年法46条3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定される（令和8年度の支給停止調整額は65万円）。

D × 厚年法44条の3第2項1号

65歳で老齢厚生年金の受給権を取得したが請求していなかった者が、68歳になったときに遺族厚生年金の受給権者となった場合でも、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることはできる。この場合において支給繰下げの申出をしたときは、他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日において、支給繰下げの申出があったものとみなされる。

E ○ 厚年法44条4項

設問のとおり。なお、その加給年金額の対象者である子が18歳に達する以後の最初の3月31日までの間に障害等級1級又は2級の障害の状態に該当した場合は、他の減額改定事由に該当しない限り、20歳まで加給年金額が加算される。

【問 5】	正解 C	障害厚生年金・障害手当金
-------	------	--------------

A × 厚年法56条1号

障害等級に該当する程度の障害の状態にあるため障害厚生年金の支給を受けている者については、別の傷病による障害について、障害手当金の支給要件に該当しても、障害手当金は支給されない。

B × 厚年法50条の2

受給権を取得した日の翌日以後に、その者によって生計を維持している65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、配偶者加給年金額が加算される。

C ○ 厚年法52条4項

設問のとおり。障害厚生年金の受給権者（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者を除く。）に更にその他障害（障害等級の1級又は2級に該当しない程度の軽度の障害）が発生し、その他障害の障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、前後の障害を併合した障害の程度が受給中の障害厚生年金の障害の程度より増進したときは、実施機関に対し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

D × 厚年法54条2項ただし書

元の障害とその他障害とを併合した障害の程度が障害等級の3級に該当するに至っても支給停止は解除されない。支給停止が解除されるのは、元の障害とその他障害とを併合した障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当するに至ったときである。

E × 厚年法47条

初診日の要件、保険料納付要件及び障害認定日の要件を満たしているときには、障害認定日において65歳以上であっても、障害厚生年金が支給される。

〔問 6〕	正解 C	遺族厚生年金
-------	------	--------

A × 厚年法66条、国年法37条の2第1項

Xが死亡した場合、遺族厚生年金が最初に支給されるのは、「W」である。妻であるYは、厚年法59条1項の「遺族」に該当（第1順位）するが、厚年法66条2項により支給停止される。事実上の親子関係にあったZは、養子縁組をしていないので、該当しない。先妻であるVは、配偶者ではないので該当しない。XとYとの子であるWは、養育費が支払われており、生計維持要件が満たされているので、厚年法59条1項の「遺族」に該当（第1順位）し、遺族厚生年金が最初に支給される。

B × 厚年法60条1項3号

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡した場合（長期要件に該当）の被保険者期間の月数は、300か月未満のときであっても300か月とはせず、実際の被保険者期間の月数で計算する。また、給付乗率については生年月日による読み替えが行われる。なお、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ない者」であっても、「(厚生年金保険の)被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間並びに65歳に達した日の属する月以後の(厚生年金保険の)被保険者期間を合算した期間が25年以上である者は、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるもの」とみなす（厚年法附則14条）。

C ○ 厚年法58条1項2号

設問のとおり。被保険者の資格を喪失した後、被保険者であった間に初診日のある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したときは、保険料納付要件を満たしていれば、その者の一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。

D × 厚年法63条1項3号

設問の場合、妻の有する遺族厚生年金の受給権は婚姻をしたことにより失権するが、子の有する遺族厚生年金の受給権は直系姻族の養子となっても消滅しない。

E × 厚年法3条2項、59条1項、平成23年発0323第1号

離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が次の①及び②の認定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定される。

- | |
|---|
| <p>① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること</p> <p>② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること</p> |
|---|

〔問 7〕	正解 D	併給の調整等
-------	------	--------

A × 厚年法38条1項、厚年法附則17条

遺族基礎年金と老齢厚生年金の組合せで併給することはできない。

	老齢厚生年金	障害厚生年金（1・2級）	遺族厚生年金
老齢基礎年金	◎	×	○
障害基礎年金	○	◎	○
遺族基礎年金	×	×	◎

◎…同一の支給事由に基づいて支給されるものは併給可

○…65歳以上は併給可

×…併給不可

B × 厚年法38条の2第1項

支給停止の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。申出を撤回する前の支給停止された期間分について、さかのぼって受給することはできない。

C × 厚年法38条の2第4項、46条6項、厚年令3条の3第10号

障害厚生年金の受給権者である配偶者の申出により、障害等級3級の障害厚生年金が全額につき支給停止されても、当該障害厚生年金は支給を停止されていないものとみなされるため、その間、当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給が停止される。

D ○ 厚年法74条

設問のとおり。なお、設問の場合であっても、障害厚生年金の受給権を消滅させることはできない。

E × 厚年法77条3号

「保険給付の全部又は一部を行わないことができる」ではなく「年金たる保険給付は、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる」である。

【問 8】	正解 D	2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例
-------	------	---------------------------

A ○ 厚年法78条の28

設問のとおり。なお、国民年金の老齢基礎年金の支給繰下げの申出は、同時に行う必要はない。

B ○ 厚年法78条の32第2項・3項、厚年令3条の13の7

設問のとおり。なお、中高齢の寡婦加算額が加算される場合には、この額に各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間に基づく遺族厚生年金に中高齢の寡婦加算額を加算する。

C ○ 厚年法78条の23

設問のとおり。なお、老齢基礎年金については、別に取り扱われるため、支給停止の申出を行わないこともできる。

D × 厚年法2条の5第1号、78条の33第1項

「障害認定日」ではなく「初診日」における被保険者の種別に応じて、厚生年金被保険者の種別ごとに定められた事務の実施機関が行う。

E ○ 厚年法78条の35第1項

設問のとおり。2以上の種別の被保険者であった期間を有する者についていわゆる離婚時の分割の規定を適用する場合には、

- ① 一の期間に係る標準報酬についての分割請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該請求と同時にを行う必要がある。
- ② その者の2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして、標準報酬の分割請求及び請求すべき按分割合の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに標準報酬の改定・決定及び標準報酬が改定・決定された者に対する保険給付の支給要件等の特例の規定を適用する。

【問 9】	正解 E	離婚時の年金分割
-------	------	----------

A ○ 厚年法46条1項、78条の11

設問のとおり。離婚時の年金分割によって、過去の標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）は分割後のものとなるが、在職老齢年金の調整の計算（総報酬月額相当額）に、改定後の標準賞与額を用いると離婚後に低い標準報酬月額で働き始めた妻が、夫から標準賞与額の分割を受けることとなったため、年金の増額分以上に支給停止額が増え、結果的に受給額が減少してしまうことがある。このような事態が生じるのを避けるため、在職老齢年金の調整に当たっての標準賞与額については、「改定前」の標準賞与額で計算する。

B ○ 厚年法78条の2、厚年則78条の2、78条の3第1項・2項

設問のとおり。当該事情が解消したと認められる事由に該当した日から起算して「5年」を経過したときは、標準報酬改定請求を行うことはできない。標準報酬の分割改定の請求は、原則として次のa～cに該当した日の翌日から5年以内にしなければならない。

- a 離婚が成立した日
- b 婚姻が取り消された日
- c 事実婚で、被扶養配偶者であった（主に）妻が第3号被保険者の資格を喪失し、事実婚が解消した日

C ○ 厚年法78条の2第3項、厚年令3条の12の7、厚年則78条の4第1項

設問のとおり。標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意していたが、当該請求をする前に当事者の一方が死亡した場合において、当事者の一方が死亡した日から起算して1か月以内に、当事者の他方から所定の事項を記載した公正証書の謄本を添えて当該請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなされる。

D ○ 厚年法78条の20、厚年令3条の12の11、厚年則78条の17

設問のとおり。特定期間の全部又は一部が、特定被保険者の障害厚生年金の額の計算となっているときは、その期間について分割の請求はできない。

E × 厚年法44条1項、78条の11

老齢厚生年金の加給年金額の加算要件（被保険者期間の月数が240以上）をみる場合には、「離婚時みなし被保険者期間」は厚生年金保険の被保険者期間に算入しない。なお、3号分割に係る「被扶養配偶者みなし被保険者期間」についても同様である。

〔問 10〕	正解 A	総合問題
--------	------	------

- A × 厚年則5条の4、5条の5
住所変更届についても「10日以内」に提出しなければならない。
- B ○ 厚年法附則8条の2
設問のとおり。設問の者は「64歳」に達したときから報酬比例部分相当のみの60歳台前半の老齢厚生年金が支給される。
- C ○ 厚年法83条2項
設問のとおり。なお、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。
- D ○ 厚年法附則29条6項
設問のとおり。なお、保険料その他の徴収金の賦課、徴収の処分や保険料その他の徴収金の督促及び滞納処分も同様に、社会保険審査会に対して審査請求を行うことができる（一審制）。
- E ○ 厚年法100条の2第3項
設問のとおり。また、実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる（厚年法100条の2第4項）。

国民年金法（択一式・解答解説）

問題番号	正解	出題項目	難易度
〔問 1〕	A	総則等	B
〔問 2〕	E	強制被保険者・任意加入被保険者	A
〔問 3〕	E	給付通則・届出・雑則	A
〔問 4〕	B	老齢基礎年金	A
〔問 5〕	E	障害基礎年金	A
〔問 6〕	C	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金	B
〔問 7〕	C	保険料	A
〔問 8〕	E	給付通則・給付の制限	A
〔問 9〕	D	総合問題	A
〔問 10〕	B	総合問題	B

難易度 — A B C の 3 段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

国民年金法（解答解説）

〔問 1〕	正解 A	総則等
-------	------	-----

ウの一つが正しいため、Aが正解となる。

ア × 国年法3条3項、国年令1条の2第4項

「日本年金機構」ではなく「市町村長」である。

イ × 国年法3条3項、国年令1条の2第3項

後半の、「付加保険料を納付する者となること及び納付するものでなくなることの申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務」も市町村長が行う。

ウ ○ 国年法4条の3第1項

設問のとおり。なお、財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。また、政府は、財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされている。

エ × 国年法5条9項

実施機関たる共済組合等に、「全国市町村職員共済組合連合会」は含まれない。なお、国民年金法において「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。

オ × 国年法5条1項

保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まれない。設問の期間は、保険料の一部免除期間である。なお、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、追納が行われたときは、保険料納付済期間として取り扱われる。

【問 2】	正解 E	強制被保険者・任意加入被保険者
-------	------	-----------------

A ○ 国年法附則5条10項、平成6年国年法附則11条10項、平成16年国年法附則23条10項、令和7年国年法附則40条10項

設問のとおり。65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は老齢基礎年金の受給権を確保するため、特例的に任意加入を認めているわけである。したがって、年金額の増額を目的とした付加保険料を納付する者となることはできない。

B ○ 国年法7条2項、国年令4条

設問のとおり。なお、認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として、年間収入が130万円未満（おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者を除く。）であって、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満であることが条件である。

C ○ 平成6年国年法附則11条4項、平成16年国年法附則23条4項、令和7年国年法附則40条3項

設問のとおり。この申出があったものとみなされた者にあつては、65歳に達した日に特例による任意加入被保険者の資格を取得する。

D ○ 平成6年国年法附則11条6項3号、平成16年国年法附則23条6項3号、令和7年国年法附則40条6項3号

設問のとおり。なお、死亡したときも翌日に喪失する。

E × 国年法7条1項3号

国民年金の被保険者の種別は、まず第2号被保険者に該当するかどうか判断し、該当しない場合には、第3号被保険者に該当するか判断し、第3号被保険者にも該当しない場合に第1号被保険者に該当する。したがって、設問の者は第3号被保険者に該当する。

【問 3】	正解 E	給付通則・届出・雑則
-------	------	------------

A ○ 国年法附則7条の3第2項

設問のとおり。第3号被保険者になったことによる届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第3号被保険者としての被保険者期間は、原則として、届出が行われた日の属する月の前々月までの2年間のうちにあるものを除き、保険料納付済期間に算入されないが、特例として、平成17年4月1日以後の期間について、その届出の遅滞がやむを得ないと認められるときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができる。当該届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入される。

B ○ 国年則6条の3

設問のとおり。なお、その配偶者が第1号厚生年金被保険者の資格を喪失した後引き続き第1号厚生年金被保険者の資格を取得したとき及び実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の資格を喪失した後引き続き同一の実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の資格を取得したときは、種別確認の届出は不要である。

C ○ 国年法12条6項、12条の2、国年則6条の2、6条の2の2

設問のとおり。「被扶養配偶者非該当届」は、①第3号被保険者の収入が基準額以上に増加した場合、②配偶者である第2号被保険者と離婚した場合、のいずれかに該当したときに、14日以内に、「日本年金機構」に提出しなければならない。また、第3号被保険者から第1号被保険者への「種別変更届」を、14日以内に、市町村長に提出しなければならない。

D ○ 国年法18条の2

設問のとおり。なお、年金給付の額と加算額は、それぞれ端数処理をした後に合算することとなっている。

E × 国年法111条、112条

被保険者が、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項について虚偽の届出をしたときは、「6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金」に、また、偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、「3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」に処せられる。拘禁刑に処せられることもある。

【問 4】	正解 B	老齡基礎年金
-------	------	--------

A × 昭和60年国年法附則8条3項・8項

国民年金法において被保険者期間の特例的な計算をするのは、老齡基礎年金の「支給資格期間」をみる場合であり、老齡基礎年金の額を計算する場合には、この特例は適用されず、実際の被保険者であった期間で計算する。

B ○ 国年法28条5項

設問のとおり。65歳で老齡基礎年金の受給権を取得した者が、70歳に達した日後（設問の場合は72歳に達した時点）に当該老齡基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に支給繰下げの申出をしないときは、当該請求をした日の5年前の日に支給繰下げの申出があったものとみなす。これにより、増額（設問の場合は $0.7\% \times 24 = 16.8\%$ ）した年金を5年間分さかのぼって受給することができる。ただし、65歳に達した日から当該請求をした日の5年前の日までの間において他の年金たる給付の受給権者となったときは、この対象とならない。

C × 国年法20条の2、47条、平成19年庁保発0329009号

付加年金の受給権者が老齡基礎年金の支給停止を申し出た場合には、付加年金についても同時に支給停止される。付加年金は、老齡基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給が停止されるためである。

D × 昭和60年国年法附則16条1項

老齡基礎年金の受給権者が障害基礎年金又は障害厚生年金等の支給を受けることができるときは、その間、振替加算額に相当する部分の支給が停止されるが、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったため、当該障害基礎年金又は障害厚生年金等がその全額につき支給を停止されているときは、振替加算額に相当する部分の支給は停止されない。

E × 昭和60年国年法附則15条1項・2項・3項

保険料納付済期間が1か月でもあれば、振替加算相当額のための老齡基礎年金とはならず、老齡基礎年金の額に振替加算相当額が加算された額となる。

【問 5】	正解 E	障害基礎年金
-------	------	--------

A ○ 国年法36条2項

設問のとおり。なお、障害基礎年金の受給権は、「厚生年金保険法に規定する障害等級」(＝3級)に該当しなくなってから3年を経過したとき、又は当該障害の状態に該当することなく65歳に達したときのいずれか遅い方で消滅する。

B ○ 国年法35条3号

設問のとおり。受給権者が65歳未満であるときは、障害基礎年金の受給権は消滅しない。障害基礎年金の受給権は、厚生年金保険法に規定する障害等級(3級以上)に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して同項に規定する障害等級(3級以上)に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したとき、又は当該障害の状態にない者が65歳に達したときのいずれか遅い方の事由に該当したときに失権する。

C ○ 国年法30条の2、国年法附則9条の2の3

設問のとおり。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者が、事後重症により障害等級に該当する程度の障害の状態になっても、事後重症による障害基礎年金を請求することはできない。

D ○ 国年法33条2項、33条の2第1項

設問のとおり。障害等級1級の障害基礎年金の額は、 $780,900円 \times 改定率 \times 1.25$ 、子の加算額は第1子及び第2子については各 $224,700円 \times 改定率$ とされている。したがって、 $780,900円 \times 改定率 \times 1.25 + (224,700円 \times 改定率) \times 2$ となる。

E × 国年法36条の4第1項

その損害を受けた月から「翌年の9月までは」、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする支給停止は行わない。

【問 6】	正解 C	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金
-------	------	-------------------

A × 国年法49条1項

寡婦年金の支給要件である夫との婚姻関係には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含まれる。

B × 昭和60年国年法附則20条2項

保険料納付要件の特例が適用されるのは、死亡日において65歳未満である場合に限られる。特例による任意加入被保険者は65歳以上70歳未満であるため適用されない。

C ○ 国年法19条1項、52条の3第1項

設問のとおり。死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」であるが、未支給の年金の支給を請求できる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」であるため、遺族の範囲は異なる。

D × 国年法37条、41条2項

夫が遺族基礎年金を受給している間は、子の遺族基礎年金が支給停止される。

E × 国年法41条2項

設問のように「選択受給」により、配偶者の有する遺族基礎年金が全額支給停止される場合であっても、子に対する遺族基礎年金は支給停止される。なお、①配偶者の有する遺族基礎年金が受給権者の申出により支給停止されているとき、②配偶者の所在が1年以上明らかでないことにより支給停止されているときは、子に対する遺族基礎年金の支給停止が解除される。

【問 7】	正解 C	保険料
-------	------	-----

A × 国年法90条1項1号、平成26年告示91号

「令和6年5月分」ではなく「令和6年6月分」である。保険料の徴収権の時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除等の対象とすることができるが、令和6年5月分の保険料の納期限は令和6年6月30日であり、保険料の免除を申請した令和8年7月15日の時点では、納期限から2年を経過しているため、保険料免除の対象とならない。

B × 国年法90条1項、国年令6条の7

扶養親族が3人の場合、夫の前年（1月から6月までの月分の保険料については、前々年）の所得が「172万円（※）以下」であれば、当該夫婦の保険料は申請全額免除の対象となる。

（※）（扶養親族の数＋1）×35万円＋32万円

C ○ 国年法88条の2、国年則73条の6、73条の7

設問のとおり。出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、免除する期間は出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月）とし、原則として変更は行わないが、設問のように、産前産後期間の保険料の免除に関する届出を行う前に出産した場合は、出産日を基準とする。

D × 国年法87条3項

10円未満で端数処理する。令和8年度の保険料改定率が1.054であったため、令和8年度の保険料は、17,000円×1.054≒17,920円。なお、保険料改定率は、平成18年度以降、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に「名目賃金変動率」（＝当該年度の初日の属する年の2年前の物価変動率に当該年度の初日の属する年の4年前の年度の実質賃金変動率を乗じて得た率）を乗じて得た率を基準として改定され、政令で定めることとされている。

E × 国年法89条1項、国年令9条1項

保険料を前納した後に法定免除に該当するようになった場合には、法定免除に該当した日前に納付された前納保険料のうち法定免除に該当した月以後の各月の保険料は還付を受けることができる。

【問 8】	正解 E	給付通則・給付の制限
-------	------	------------

A ○ 国年法102条1項

設問のとおり。なお、死亡一時金を受ける権利は、これを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

B ○ 国年則36条の5、令和3年厚労告248号

設問のとおり。その他、届出の期限に関して、「14日以内」、「速やかに」など整理しておくこと。

C ○ 国年法72条

設問のとおり。なお、遺族基礎年金の受給権者である子についても同様である。

D ○ 国年法19条1項・2項

設問のとおり。「死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、国年法19条1項に規定する子とみなす」と規定されているため、乙（甲の実子）は当該未支給の遺族基礎年金を受給することができる。したがって、丙の実子である丁と同順位の未支給の遺族基礎年金の受給権者となる。

E × 国年法21条の2、国年則86条の2

返還金債権の金額に充当することができるのは、「遺族基礎年金」に限られ、厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払金額を充当することはできない。

【問 9】	正解 D	総合問題
-------	------	------

- A × 国年法72条2項・3項
電子情報処理組織の運用の全部又は一部を「日本年金機構」に行わせることができる。
- B × 国年法127条3項3号
「納付することを要しないこととされた日」ではなく、「納付することを要しないこととされた月の初日」である。
- C × 国年法94条の3第2項、国年令11条の3
第2号被保険者にあつては「20歳以上60歳未満の者」に限られる。
- D ○ 国年法121条、国年基金令7条
設問のとおり。なお、国民年金基金が「設立」されたときは、「4週間以内」に、次に掲げる事項を公告しなければならない（国年基金令6条）。①基金の名称、②事務所の所在地、③理事長の氏名及び住所、④地域型基金にあつてはその地区、職能型基金にあつてはその設立に係る事業又は業務の種類、⑤設立の認可の年月日
- E × 国年法128条5項
「厚生労働大臣に届け出て」ではなく「厚生労働大臣の認可を受けて」である。なお、国民年金基金は、加入員等に関する記録等の情報収集等業務についても国民年金基金連合会に委託することができる。

〔問 10〕	正解 B	総合問題
--------	------	------

アとエの二つが誤っているため、Bが正解となる。

ア × 国年法27条の2第2項、27条の4第1項

調整期間における当該者に係る改定率は、原則として、「算出率（※）」を基準とした改定を行う。

（※）算出率＝名目手取賃金変動率×調整率×当該年度の前年度の特別調整率

イ ○ 国年法85条

設問のとおり。20歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用については100分の20に相当する額と残りの100分の80の2分の1に相当する額を国庫が負担するため、合計で100分の60を負担する。

ウ ○ 昭和60年国年法附則14条

設問のとおり。65歳に達した日以後、特例による任意加入被保険者となり、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年以上となり、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、「その権利を取得した当時」、(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持していたときは、老齢基礎年金の額に振替加算額が加算される。

(イ) 老齢厚生年金等の受給権者（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）

(ロ) 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者（当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

エ × 国年法101条の2

審査請求をせずに、直ちに、当該処分取消しの訴えを提起することができる。なお、被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

オ ○ 国年法14条の2第1項・2項

設問のとおり。被保険者又は被保険者であった者（被保険者等）が死亡した場合には、当該死亡した被保険者等の特定国民年金原簿記録に基づき未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の額が決定されるため、未支給の年金の支給を請求することができる者、遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子、寡婦年金を受けすることができる妻又は死亡一時金を受けることができる遺族は、当該被保険者等の国民年金原簿の訂正の請求を行うことができる。